

弘前藩の刑法典（十九）——文化律——

橋本久

目次

はじめに

一 安永律

付1 『御刑罰御定』（安永律）

〔第六号〕  
〔第十三号〕

付6 『要記秘鑑』三十三 安永四年八月二十六日条

〔第二十号〕

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』

〔第七号〕

(二) 『寛政律』（その一）

〔第八号〕

(三) 『寛政律』（その二）

〔第十一号〕

(四) 『寛政律』（その三）

付2 『隠商過料定牒』

付3 『人別方御用取扱条例』『人別調方取扱条例』

〔第十三号〕

(五) 『寛政律』（その四）

補訂1 『藩法史料集成』所収「弘前藩御刑法牒」

〔第十四号〕

(六) 『寛政律』（その五）

付4 『諸取引御触書』『公義御書付留』『公義御触書留』

付5 (参考) 『公事訴訟取捌』

(七) 『寛政律』（その六）

〔第十七号〕

(八) 『寛政改正御刑法帳』

〔第十九号〕

(九) 『寛政改正 刑律』

〔第二十号〕

付6 『要記秘鑑』三十三

〔第十七・十九・二十号〕

料 (十) 『寛政九年 刑法』

(第二十一号)

(十一) 『法律秘略』

(第二十二号)

付7 『要記秘鑑』三十四

(第二十一・二十二号)

(十二) 『寛政律』

(第二十三号)

付8 『御用格』二十一

(第二十五号)

(十三) 『和律』

(第二十五号)

付9 『御用格』二十二

(第二十七号)

(十四) 『御刑法牒』

(第二十九号)

付10 『御用格』二十三・二十四

(第三十一号)

(十五) 『刑律』

(第三十一号)

(十六) 『旧津輕藩 刑法』

(第三十一号)

補訂2 『隠商過料定牒』

(第三十二号)

三 文化律

(一) 『刑法』

(本 号)

(二) 『御刑法牒』(その一)

(第三十二号)

(三) 『御刑法牒』(その二)

(本 号)

(四) 『御刑法帳』

(第三十二号)

(五) 『文化律』

(第三十二号)

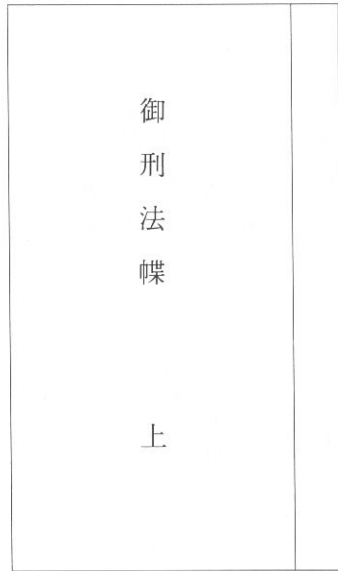
三 文化律

(一) 『御刑法牒』(その一)

凡 例

- 一 原本は弘前市立図書館所蔵本を用いた。
- 一 字体・字配りは、できるかぎり原本にしたがった。異体字・変体仮名については、かならずしも原本通りではない。
- 一 原本の行末が次行に及んだ場合は、行末を示すために「をくわえた。
- 一 原本の丁数・表裏を各終行末に「」で示した。
- 一 便宜上、各條に一、二、三、……等の数字を付した。
- 一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。
- 一 朱書は「」で示した。
- 一 塗抹の箇所は、左に々を付した。
- 一 ※で符箋・付札・下ヶ紙などの位置を示した。

〔表紙〕



〔縦 23.2cm 横 17.1cm〕

(一)

御刑法帳

定例

御刑法名目

戸ノ五等

寛政之御例

戸ノ五日

同十五日

同三十日

但子兄弟或者奉公人之類戸ノ難相

成者ハ右之日数之通過料人夫或は

同十日

同廿日

(一オ)

戸ノ過料之ケ条を以過料致為  
差出ル事

敲三等

寛政之御例對酌

五敲

十敲

十五敲

敲之上追放五等

寛政之御例

十八敲之上所拂

廿四敲五里追放

三十敲十里追放大場御構

但追放十八敲以上ニル得共其罪之

子細ニ依リ其所ニ難差置者ハ敲

之数ニ不拘所拂可致事

敲之上徒罪三等

(二ウ)

(二オ)

寛政之御例

〔牢居百日〕

三十敲之上徒半年

三十敲徒老年

〔牢居三百日〕

〔上端付ケ札〕

三十敲徒老年半

〔徒刑牢居に被仰付ノ様〕

〔徒与申名目居置ル様〕

死罪六等

御定書

下手人

死罪

斬罪

獄門

磔

火罪

(二ウ)

(二)

過料定之事

追加

戸ノ五日者

過料六百文

同十日者

同 九百文

同十五日者

同 壹貫貳百文

同廿日者

同 壹貫五百文

同三十日者

同 壹貫八百文

寛政之御例

五敲者

同 三貫六百文

十敲者

同 四貫八百文

十五敲者

同 六貫文

十八敲之上所拂者

同 拾貳貫文

〔上端付ケ札・下〕

〔十八敲以上溜之事〕

〔上端付ケ札・下〕

〔十八敲以

溜之事 追沙汰〕

廿一敲三里追放者

同 拾五貫文

廿四敲五里追放者

同 拾八貫文

廿七敲七里追放者

同 式 拾老貫文

(三ウ)

三十敲十里追放者

同 式拾四貫文

〔牢居百日〕

三十敲之上徒半年者

同 三拾貫文

〔牢居二百日〕

三十敲之上徒老年者

同 三拾三貫文

〔牢居三百日〕

三十敲之上徒老年半者

同 三拾六貫文

死罪

同 四拾貳貫文

右過料之儀ハ老人幼少者并片輪者

※

※



之類罪ニ難行者或者怪我ニ而人江

疵付<sup>(四オ)</sup>ハ類右ケ条江引合相當候過料差出せ可申事

〔四オ左上端付ケ札〕

〔文化元年之御例〕

一 過料錢上納之儀日數三十日

之内上納可為致<sup>(三)</sup>事

一 老人幼少者片輪者之分主殺親殺之外死罪

を犯<sup>(三)</sup>ハ節は永牢

一 怪我ニ而人越殺候者過料四拾貳貫文差出せ可申事

〔上端付ケ札〕

〔此ケ條御除被仰付、様〕

〔下端付ケ札〕

〔老人幼少死罪以下〕

過料被仰付<sup>(三)</sup>様

寛政之御例并文化元年之御例斟酌

一 過料錢上納方貧困ニ而御定日限より

相滞<sup>(三)</sup>ハ者ハ錢高三貫文迄者日數三十日

夫役ニつかひ可申事右以上之錢高相滞

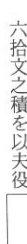
ハ分ハ銅鉛山江差遣一日六拾<sup>(四ウ)</sup>文之積<sup>(四ウ)</sup>を以

苦使為致可申事

〔四ウ上端付ケ札〕

〔日限<sup>(三)</sup>相滞<sup>(三)</sup>ハものハ

六拾文之積を以夫役



※

右同

可申事尤夫役ニ難相  
ものハ一日六拾文之積を以  
牢居可申付事

一 老人幼少者片輪者等夫役苦使ニ難相

成者者錢高三貫文迄之過料相滞<sup>(三)</sup>ハ分ハ

日數三十日慎可申付事五敲之過料

三貫六百文以上十五敲之過料六貫文

迄之過料上納滞<sup>(三)</sup>ハ一日六十文之

積を以日數慎可申付事十八敲所拂之

過料拾貳貫文以上怪我ニ而人を殺<sup>(三)</sup>ハ者

之過料四拾貳貫文迄之上納相滞<sup>(三)</sup>ハ分ハ

一日六十文之積を以日數牢舍之上用捨可致事

但入牢被仰付助命無覺束類其外

子細有之分ハ時宜御沙汰之事

〔五オ上端付ケ札〕

〔苦使為牢居〕

追加

一 村方預御山江盜<sup>(三)</sup>ハ有之類村中江過料

上納被 仰付、處御定日限<sup>(三)</sup>ハ相滞<sup>(三)</sup>ハ得者

〔五ウ〕

〔五オ〕

料 (以下、別筆)

資

村役戸ノ之上相滞ル錢高多少ニ寄一日  
三十文之積を以村方ル夫役人夫  
為差出可申事

○御定書に

過料

三貫文  
五貫文

但重キハ拾貫文又ハ二拾兩三拾兩其者  
之身上ニ随ヒ或ハ村高ニ應シ員數

相立三日之内為納ル尤至而輕キ身上ニ而

過料難差出者ハ手鎖、

(六オ)

(上端付ケ札)

「手鎖之事」

足カ勢之事」

右之通ニ而重キ過料之分ハ

公儀ニ而一定之御法不被差立其者身

代ニ應シ其時之御沙汰相究ル儀与

奉存ルたとへハ 御定書に

廻船荷物出賣

賣主買主共

出買致ルもの

重過料

(六ウ)

右之類賣主相應之身上柄ルへハ過料三拾兩

買主其次之身上ニルへハ過料式拾兩差出させ

(三)

寛政之御例

老人幼少者并片輪者御刑法捌之事

ル儀与奉存ル然處分限之貧富村高之高下  
之儀著色々御座ル而駢と差等難相立儀ニ付  
時寄扱方ニ而見切違ル有之同罪之内ニ而も  
過料之出方多少御座ル儀も難斗奉存ル  
隨而寛政之御例并文化元年四奉行沙汰  
之上被仰付、分共科之輕重ニ寄夫と過料  
相定リ身上之貧富<sup>ニ</sup>而時と動きル儀も無  
御座ル間本文之通ニ而可然奉存ル

(七オ)

一 歲七拾以上拾五歲以下并片輪者之類死罪以

下過料ニ而用捨可致事八拾歲以上拾歲<sup>ル</sup>

以下死罪を犯ル者ハ

上聞之上時宜御沙汰可被仰付事盜賊并

人<sup>ト</sup>疵付ル者ハ過料を出させ可申事其餘

(オ)「歲」

之罪ハ御構無之九拾以上七歲以下ハ死罪<sup>ト</sup>

(オ)「歲」

ても刑を不可加事尤九拾以上主殺親殺

之儀ハ時宜御沙汰可被仰付ル事

(七ウ) ※

〔下端付ヶ札〕

〔於江戸表御問合ニ相成ハ

趣左ニ

公儀ハ拾五歳以下ハ御仕置

一等輕申付ハ差別有之ハ

得共七拾以上ニ而も御仕置

差別無之儀異國之法

并上代者此差別有之ハ

問七拾以上御仕置差別

有之ハ而も可然事

但罪を犯ハ節未老人片輪ニ無之共事

顯連ハ節老人片輪ニハハ老人片輪を以沙汰

〔八才〕

可致事幼少之節罪を犯壯年ニ至り事

顯レハ節ハ幼少之例を以沙汰可致事

一 片輪者之事惣而人事ニ者<sup>〔連〕</sup>連人並<sup>〔渡〕</sup>渡

世難相成者をいふ也馬鹿乱心之類茂片

輪者にて沙汰可致事

○御定書に

一 子心よて無弁人を殺ハ者

拾五歳迄親類江預置

遠嶋

一 子心よて無弁火を附ハ者

右同断

遠嶋

〔八才〕

一 盜<sup>〔多〕</sup>以多シハ者

大人之御仕置ハ  
一等輕ク可申付

拾五歳以下之無宿者

非人ノ手下

一 途中其外ニ而小盜致ハ者

右之通御座ハ然者子心ニ而無辨人を殺ハ

者并火を付ハ者ハ死罪ニ不相成ハニ付御定

書<sup>〔隨〕</sup>隨<sup>〔可〕</sup>可申奉存ハ得とも

公儀<sup>〔以〕</sup>以てハ幼少者之刑斗ニ而老人罪科

を犯シハ節之御刑法相見得不申ハ老

人幼少者之儀者何連茂同様之儀与奉

存ハ問寛政之御例之通ニ而可然奉存ハ

御定書安永之御例斟酌

一 歳拾一歳以上拾四歳迄之者死罪を犯シ

ハ節十五歳迄親類江預置歳拾五歳相成御

仕置可被仰付ハ事

〔四〕

主殺親殺科人之悖親類江預置ハ内

出家願出ハ者之事

〔九才〕

御定書斟酌

一 主殺親殺之者之悖遠追放申付ハ者

幼少故十五歳迄親類江預置ハ處出家

致度旨寺院より相願ハ者伺之上出家

可申付事

但出家ニ成ル迄住所定置他所江参ル節者

同差出ル様勿論

御目見仕ル程之寺院江者住職不仕せ

若住職不仕ル而不叶沢茂有之歟又者

上向江罷出ル儀有之ハ、是又相伺御沙汰

之上可被仰付事

(二〇オ)

〔五〕

科人者頭取同類を可別事

寛政之御例

一 二人以上申合罪を犯ル節者其内趣意相

企ムを頭取と致ル事其餘者同類と致

同類者頭取より御仕置一等軽く可申付事

〔以下、別筆〕 尤本文より同類不残ト有之分ハ頭取同類之

差別無之事

(二〇ウ)

〔六〕

老人ニ而二罪有之者の事

寛政之御例

一 凡二罪以上共に頭ハ節ハ重きもの老ケ条

を以罪を定ル事若罪先ニ頭連既ニ刑

〔七〕

を加ヘル後外の罪頭ハ節ハ軽きもの并同等

の科ハ不及沙汰若跡ニ頭ル科重クハ、

沙汰直「噓ハ」い「し」前罪の敲の数差引残る

敲の数斗刑を加ヘル事

但死罪以上の罪跡より相頭ハ時怪我

ニテ人を殺ム分ハ前罪を差引ル義本文

同様の事其外人殺強盜火附の類過料

難相成死罪ハ跡より相頭連ル而も差引ニ

不相立死罪ニ行ヒ可申事

(二一ウ)

寛政之御例

五軒組合江過料可申付ケ条の事

一 隱田畑 一 隱津出

一 盜 杣 一 博奕の宿

一 隱商賣

右ケ条の内罪ヲ犯ル者組合の者ハ

本人の罪相當を以過料に直シ

組合四軒ヨリ差出セル事

(二一オ)

〔八〕

但組合四軒ヨリ不足の分ハ四軒の割合ヲ以  
不足分ハ致用捨ル事  
前々之御例斟酌

- 一 右五ヶ条相犯ハ節村役ハ戸ノ代り  
過料六百文町役ハ日数五日戸ノ可申付事  
但村役町役共格別不吟味の筋有之ハ  
ハ、村役のもの戸ノ積ヲ以過料  
増并町役ハ戸ノ増可申付事

〔二二ウ〕

科人自身申出ハ節捌の事

寛政之御例

- 一 惣て悪事を致ル者事未顕連不申  
以前自身於申出ハ其罪御容赦被  
仰付ル事

※

但人ノ疵付或ハ物ノより不可償品并  
密通の類ハ不許事

〔上端付ヶ札〕  
〔償之事〕

右同

- 一 盜賊或ハ手段等ニテ人の財物ヲ取其後

〔九〕  
〔以下、別筆〕

あやまちを悔ル而自身ト本人江返ル者ハ  
上江申出ルト同然其科可許事  
御定書  
〔一三オ〕

- 一 惣テ僉義有之時同類又ハ加判人等の  
内より早速致白状依之謀計の事共於  
相頭ハ早速致白状ル者ハ本罪相當  
より一等輕ク可申付事

悪黨者訴人の事

〔一三ウ〕

右同

- 一 悪事有之者を召捕差出ハ欺又ハ訴  
出る時右訴出ル者ノも悪事有之よし  
悪黨者ノ申掛ルとも猥ノ相糺申ましくハ  
若本人ノ重き悪事を證拠慥ニ申ノ  
於ては双方可致僉議事

〔一〇〕

親族ハ罪を隠ル共御容赦之事  
寛政之御例

一 父母兄弟伯叔父姑夫婦之間罪有之相隠  
れとも御咎無之事猶又其事を泄し

(二四オ)

逃去ら志むるとも不可罪事家来主人  
之為に隠れも是又同然之事其外妻

之父母娘之響夫之兄弟ハ相隠れ節  
平人御仕置る三等輕ク可申付事

(一)

親族名目之事

寛政之御例

(以下、別筆)

一 本文より祖父母と有之ハ高祖曾祖同様  
の事孫と有之ハ曾孫玄孫同様の事

(二四ウ)

嫡孫承祖ハ父母と同様嫡母養母ハ

實母ト同様の事

(一)

罪科者ニ寄本罪を幾等も

輕ク可申付捌の事

※

一 譬ハ罪を犯れもの頭取と同類ト有之時  
其同類のものは本人を御仕置一等輕  
申付れ上其者外より輕く可申付子細有之  
ときは又幾等も輕く可申付事

(二五オ)

(二五オ上端付ケ札)  
「子細之事」

(一)

本罪より重き御仕置の事

寛政之御例斟酌

一 本罪江一等或ハ二等三等ト段々差等ヲ加へル  
御仕置ハ戸ノ五日より三十敲徒一年半迄

一段毎より一等ト致加へ可申事譬本罪

戸ノ廿日の者一等加へル得ハ戸ノ三十日二

等加へル得者五敲幾等加へル共右の心得たる

(以下、別筆)

遍き事尤徒一年半ニ三十敲限ニテ不可入死罪事  
若等を加へ死ニ入る遍き者は其ケ条ニ其  
訳断有之事

(二五ウ)

(二)

本罪より輕き御仕置之事

寛政之御例斟酌

一 本罪を差等を減れ御仕置ハ六等之死

罪を一等といふし三等之徒罪を一等と

致三十敲之上十里追放る以下者一段毎に

一等と致減し可申事たとへハ本罪死罪

(二六オ)

〔一五〕

之者一等減、得ハ徒老年半三十敲二等減、へ者三十敲之上十里追放三等減、へハ廿七敲七里追放幾等減、而も可為右之心得事

女罪を犯、節捌之事

※

〔下ケ札〕

〔於江戸表ニ御問合ニ相成、

趣左ニ

公儀御仕置女ニ而も追放

申付、女ニハ御仕置ハ無之、

随分此ケ條敲御仕置有

之、而も可然事ニ、左、

妊娠之女ハ何と与申訊

有之可然哉ニ存、事

寛政之御例

一 女所拂又ハ追放之罪科を犯、節ハ男子

之通敲申付所拂追放ハ御用捨之事、尤其

科ニ寄其所ニ難差置者は所拂よも

可申付事

一 若又徒罪を犯、節ハ男之通敲之上

徒罪之代、徒之年限を以、<sup>〔舍〕</sup>牢捨可致

事、其、余之罪科ハ男子同様之事

〔一六ウ〕

〔一六〕

寛政之御例

一 女之敲ハ襦袢之上<sup>〔手〕</sup>与、打可申事、尤

密通ハ襦袢を去り、打可申事、盜賊<sup>〔致、共〕</sup>之

類ハ入墨<sup>〔入〕</sup>を許可申事

〔一七オ〕

不儀<sup>〔儀〕</sup>之財物取捌之事

右同

一 財物之上ニ而罪を犯、者本人相手共ニ罪

有之時ハ其財物ハ没収可致事、若相手方

罪有之本人罪無之時ハ其財物を本人江可返事

但没収可致財物并本人江可返財物既ニ

費し用ひ、ハ、可令償出事、若科人身

死、以て品物を捨、節ハ取立不及事

〔一七〕

寛政之御例

同類之内出奔有之片口ニ相成、者之事

〔一七ウ〕

一 同類之内一人ハ出奔い、し一人召捕、節

其者出奔致、者を本人之旨申出別ニ證

人無之時ハ其者ハ同類と致刑を可加へ事

其後出奔致、者を召捕、札明致、節最

初之者本人ニ相違無之ハ、則頭取と致  
残る刑を加へ可申事

但右躰之者有之時ハ出奔致、者を頭取

と定る時頭取死罪以上之罪科ニ相

當分ハ同類之者へ刑を不加本人

召捕ハ迄入牢為致置可申事尤死

罪以下ハ相當分ハ本文之通刑を

加へ可申事

(二八才)

〔一八〕

欠所之事

寛政之御例斟酌

一 欠所之事ニ拾敲以上專利欲ニ拘、科

ハ其利欲之輕重ニ寄田畑或ハ家屋敷

家財<sup>等</sup>ハ欠所可申付事重罪ニ而も利欲ニ

(二八ウ)

不拘ものハ主殺親殺一家三人以上人を

殺ハ者之外欠所不可致事

御定書ニ

一 磔 一 火罪 一 獄門 一 死罪 一 遠嶋

一 重追放

右御仕置申付、者ハ田畑家屋敷家財

共欠所可申付中追放田畑家屋敷輕キ追放

ハ田畑斗欠所可申付家財ハ中輕共不及

欠所吟味之内致病死ハ共吟味詰御仕置可

申付者ハ決置ハの上致病死ハ、伺可成

筋之御仕置之者伺之上欠所可申付事

但下手人ハ不及欠所此外專利欲

拘ハ類ハ江戸十里四方追放并所拂

ニ而も田畑屋敷欠所可申付貪たる之

儀於無之ハ不及欠所右之通ニ御座候

得者闕所之儀者寛政之御例之通

よて可然奉存ハ

〔以下、別筆〕

御定書斟酌

一 百姓田畑家財共欠所ニ相成ハ節田畑

質地ニ取置ハ旨申出ハ、證文吟味

之上村役聞届ケ之印形相違於無之者

質入之田畑拂代金之内を以質ニ取ハ者江

元金可相渡金高不足ニハ、地面ニ而

可相渡若又年貢滯有之者右質入

之地面拂代金を以先年貢引取質

取主江者残金之内を以元金可相渡

(二九才)

(二九ウ)

(二一〇才)



尤金高不足之分者銀主可為損失事

追加

但年貢滞ニ不限上る御拝借等多有之

百姓田畑欠所ニ相成る節質ニ取置る旨

銀主申出而茂上る之諸拝借上納分ニ

引足不申分者銀主之損失多る

遍き事

〔以下、別筆〕

御定書斟酌

一 御仕置ニ成る者闕所之節當人貸置る

金子并賣懸金子手形帳面ホ有之共

借主よ里不及上納事

但借主右金子之儀ニ付不埒之儀も有之

ハハ、取上可致上納事

御定書斟酌

一 町在共ニ家屋鋪家質ニ入る者御仕置ニ成

右家屋鋪闕所之節金子請取度旨

願出ハハ、證文吟味之上村役町役未印

相違於無之ハ質地田畑同前可申

付事

(二一オ)

(二一ウ)

〔一九〕

但上よ里諸拝借有之取上之家蔵

屋鋪上納分ニ引足不申分ハ銀主損

失堂<sup>レ</sup>遍<sup>レ</sup>き事若殘金有之

節ハ銀主江可相渡事

(二一ウ)

身代限申付方之事

御定書斟酌

一 田畑家蔵屋鋪家財

取上

但他所ニ家蔵有之分も取上尤銀主立合

吟味之上金高不足得ハ追而身上

成立次第可相懸旨申付金高餘分

有之ハ滞金應し為相渡可申立増

米滞身代限申付ハ節田畑屋鋪ハ銀主江渡

置ル上<sup>レ</sup>年々作徳を以滞金相濟ニ

おるてハ地所ハ地主江為相返ル事

(二一オ)

御定書斟酌

一 借家者ハハ、

家財取上

但地借ニ而家作自分ニいたしハハ、

家并家財共取上可申事

料

(二一〇)

取押物之事

寛政之御例

一 惣而御制禁を犯し物を取押し節其懸合

役筋之者ニ無之ハ、其品取押し者江被

下し事其役筋ニ而取押しハ、押物多

少ニより御賞被下其品ハ没取可致事

但御賞被下方之儀ハ寛政十二申年

十月被仰付、趣を以取扱可申事

(二二ウ)

(以下、別筆)

一 都而御法度を背死罪以上之科ニ可被行者  
但役儀ニ付私欲押領致し者ハ軽くは共  
相應之咎メ可有事

(二三ウ)

一 惡事有之永尋申付置し者

右ハ旧惡よしも御仕置相伺可申は此外

之科一旦惡事致し共其後相止し由申出

外之沙汰も於無之ハ十二ヶ月以上之旧

惡ハ不及咎事

但十二ヶ月内右吟味取懸十二ヶ月以後

吟味相済しとも旧惡ニハ不相立事

(二四オ)

(二二)

誤證文押而取申間敷事

御定書

一 相手得心不致ニ押而誤證文取申間敷し

縦令誤證文差出は共其證文ニ不拘

理非次第裁許可申付事

(二三オ)

(二二)

舊惡御仕置之事

御定書

一 逆罪之者

一 火附

一 追剥并人家江忍入盗人

一 致徒黨人家江押込し者  
追加 盗袖

一 邪曲ニ而人を殺し者

一 致徒黨人家江押込し者

追加

一 隠津出

御定書

(二三)

村方戸ノ無之事

御定書斟酌

一 村方戸ノハ不申付輕儀ハ叱又ハ過料

但弘前町續并九浦町續ハ戸ノ可

申付然共其事に寄過料たるへし村方

よてハ郷士手代之類又ハ大場重立之者ハ戸  
よも可申付事猶又村役之儀者其品ニ  
寄戸ノ可申付事  
(二四ウ)

〔二四〕

拾ひ物取計之事

〔上端付ヶ札〕

〔御紋物之事落物〕

さらし方之事

火中

御定書

※

一 拾ひ物之儀訴出ゆ者三日晒主出ゆ者

金子ハ落主と拾ひゆ者江半分宛取せ可

申ゆ反物之類ニゆ者不残主江相返シ

拾ひゆ者江者落ゆ者る相應之禮仕せ可

申事

〔二五オ〕

御定書

一 落しゆ者之主相知連不申ゆ者六ヶ月

見合弥主無之ゆ者拾ひゆ者江不残

取せ可申事

〔二五〕

科人出奔之節尋之事

御定書

主人を

家来

親を

子

兄を

弟

伯父を

甥

師匠を

弟子

右之類江尋申付間敷事

御定書斟酌

一 事を巧人を殺ゆ者又ハ闇打或ハ人家江忍人

人を殺出奔いたしゆ者有之時其村其町

早速人数差出十日之内御郡中尋方

可申付事

〔二六オ〕

〔二六〕

拷問可申付者之事

御定書斟酌

一 人殺

一 火附

一 盜賊

一 謀書謀判

右之分悪事致ゆ證拠慥ニゆへ共不致白状  
者并同類之内白状致ゆへ共當人不致

料

白状者之事

(二六ウ)

御定書

一 詮議之内不決外ニ悪事分明ニ相知連

資

其科ニ而死罪<sup>レ</sup>可被行者之事

右之外拷問申付可然品も有之<sup>レ</sup>ハ、

評議之上可申付事

(二七)

人相書を以御郡内御尋ニ可成者之事

御定書并前々之御例斟酌

一 上江對し重き謀計

追加

一 上之御道具<sup>ホ</sup>盜取<sup>ル</sup>者

(二七オ)

追加

一 人殺 但人殺<sup>レ</sup>紛敷出奔者

右同

一 御詮議中出奔之者

右同

一 牢破

右同

一 人を<sup>引</sup>引<sup>ル</sup>者

右同

一 馬盜人

(二八)

重科人死骸塩詰之事

御定書安永寛政之御例斟酌

一 上江對し重き謀計

一 主殺 一 親殺

右之分死骸塩詰之上御仕置可申付

此外ハ不及塩詰事

(二七ウ)

(二九)

輕き悪事有之者出牢之上

咎<sup>レ</sup>不及事

御定書

一 過料戸<sup>ホ</sup>可申付輕き悪事有之者

吟味之内六十日以上入牢申付置<sup>ル</sup>者之分

出牢之節右咎可申付<sup>ル</sup>へ共日数入牢致

レニ付令宥免之旨申渡別<sup>レ</sup>不及咎ニ同刑

之内不致入牢科人ハ相當之咎可申付事

但所拂役儀取上<sup>ル</sup>類ハ何ヶ月入牢<sup>ル</sup>共

宥免之沙汰有之間鋪事

(二八オ)

※

〔上端付ヶ札〕  
〔〇所拂役儀取上に相成ぬ  
科のものハ〕

寛政之御例斟酌

- 一 五敲以下御仕置よ可成者吟味之内  
拷問申付其者御片付之節外ニ證拠有之五  
敲以下之罪科よ相違無之ハ、追而  
咎メ之不及沙汰事 (二八九)

〔三〇〕

名目重相聞得ぬ共實よをゐて  
強而人之害ニ不成者罪科輕重  
格別之事

御定書斟酌

- 一 似葉種致商賣ゆ者死罪其外之似物  
「人」命よか、らざる儀ハ咎メ輕き事  
御定書
- 一 舛秤私よ造ゆと母輕重大小本様ニ無相違ハ  
他之損失無之故其咎メ輕き事 (二九〇)
- 一 惣而制禁を犯ゆ者有之時證拠を以爲  
可訴謀書を認或ハ人之作り名ニ判を押

ハ類ハ欲心を以人を欺ゆとハ格別之事  
右之類名目よ不泥其趣意を糺し  
可致評議事

〔三一〕

吟味事之内外ニ惡事相聞得ぬ者  
舊惡御定之外ハ不及相糺事

(二九七)

御定書

- 一 惣而吟味事之内外よも惡事有之趣  
相聞得ぬと母舊惡不被免品ニハ格別  
其餘之惡事ハ不及相糺最前る取懸  
ゆ吟味を詰相應之御仕置可申付事

〔三二〕

年月定之事

追加

- 一 凡而簡条之内ニ何十日と有之者其日之  
刻限ハ相済ゆ日之刻限迄を以日限  
相定可申事尤戸ノハ右刻限之  
差引よ不及事
- 御定
- 一 簡条之中よ一年と有之者

(三〇七)

十二ヶ月を以一年と相定申す

〔別筆書入〕

〔文化八年十一月徒罪代り入牢ノ日限左之通

一 徒刑半年ニ相當者 牢舎日数 百日

一 同 老年ニ相當者 右同 二百日

一 同 老年半ニ相當者 右同 三百日

一 同 老年ニ相當者 右同 五百日〕〔三〇ウ

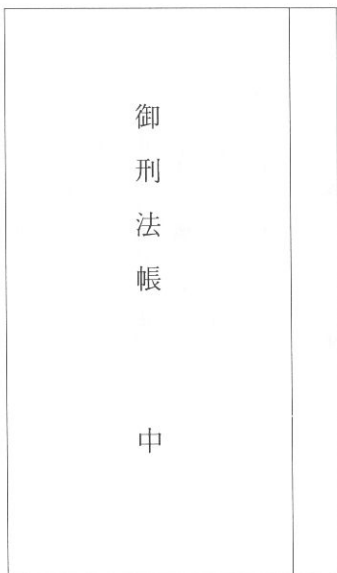
但徒二年ニ相當者四百日之牢居被仰付得者

前書段取ニ相當得共徒刑二年ノ者ハ死罪ノ代り徒

刑被仰付故牢居之日数一等相増申候〕

〔三一オ〕

〔表紙〕



〔縦 23.2cm 横 16.5cm〕

〔三三〕

御刑法捌

隠田畑御仕置之事

寛政之御例斟酌

一 隠田畑所持之者

隠田畑御取上ケ一年分  
之年貢代錢ニ差積御  
蔵ノ財物ヲ盜取ルケ条ニ  
準刑ヲ加ヘ可申事

但作徳米於所持者一年之年貢為差出

可申事

寛政之御例

御検見之節悪地抔

一 振替見セゆもの

一反歩ヲ五反歩迄五  
敲五反歩毎ニ一等ツ、  
重ク可申付事尤高多

共十五敲ニテ許可申

〔一オ〕

寛政之御例

隠田畑所持之者有之

一 節并御検見之節悪地ニ

ホニ振替見セゆもの有之

節村役ノ者

乍存見通ニ致置、得ハ  
本人同罪若不存、得者  
五反歩以下ハ許之五反歩  
以上右ノ格ニテ三等輕ク  
可申付事尤反敲多ゆ共  
十敲ニテ許可申事

〔三四〕

田畑質入年賦引當小作取捌之事

御定書斟酌

一 質地并年賦田畑年限

一 中ニ定之米錢返済無之

一 流地ハ、田畑可相渡之證文

但引當地證文も右同斷

右同

一 年賦引當田畑一旦沙汰の上

銀主ヲ借用之米錢日限を以濟

方申付、後不相濟ゆハ、地面銀主江

可為相濟ゆ事

御定書斟酌

〔二ウ〕

一 又年賦又引當田畑

元地主江返濟方

可申付事

但又年賦又引當之節借増之分ハ

(二一オ)

又年賦又引當致、者ニ返濟方

可申付事

右同

一 寺社知行地并御除地

寺院ハ退院社家ハ  
持宮御取放押込

一 屋敷ニ讓渡或は質ニ

讓受質子取れもの  
地面為相返過料  
三貫文

入ル寺社

但知行地寺社直持之分者讓渡

年賦引當ハ御蔵地定法之通

可申事

右同

一 小作證文無之者年賦證文

年賦米錢立増  
米共ニ返濟可申付  
(二二ウ)

小作人之儀書加有之ハ、

御定書斟酌

一 田畑立増米滞ル者

御定日限之通申付  
其上相滞ルハ、身代  
限可申付事

但家守小作米錢共滞ルハ、當人

請人共濟方申付其上相滞ルハ、

一 兩人とも身代限り可申付事

右同

一 年賦田畑之年貢斗銀

年季之内ニルハ、定法  
法之通證文仕直サセ  
年賦置主叱り  
年賦取主過料

一 主方差出諸役者地主方

相勤ル證文

三貫文  
加判人并村役迄  
過料壹貫貳百文ツ、  
(三オ)

但年季明キルハ、六ヶ月之内(條)ハ、地面

可為請戻年季明キ六ヶ月過ル出入ニルハ、

銀主へ地面為相渡本文之通叱り可申付

尤年貢諸役共ニ銀主方相勤、様

證文仕直可申事

追加

一 永代渡之田畑ニも前条之通之證文有之

分は右同断仕直可申付事

(三ウ)

御定書斟酌

年賦引當取置、地面ヲ

半分直作(五)し年賦

地之高不殘年貢諸役

共ニ元地主方相勤、證文

前条同断



但書前条同断

右同

※

一 質地田畑年季中元  
米錢借高之内返済  
致し年季明キ残米  
錢有之旨於及出入者

内返済之米錢年  
割ニイ多し壹ヶ年  
返済致し者ハ一ヶ年  
延右之格ニ而年延  
ニ為年延年限中  
受戻ハ様申付其上  
返済滞ルハ、内返  
済之米錢地主へ  
相返させ地面は銀  
主江可為相渡事  
(四オ)

(上端付ケ札)  
「五月七日下点羽不宜  
旨被  
仰付ハ本文之通」

御定書斟酌

一 年賦田畑元地主ニ而小作（三）い多し立増米

滞ル儀銀主（四）申出、ハ、立増米滞斗返  
濟方申付日限之通不相濟ルハ、地面ヲ取上  
銀主へ相渡外小作人申付、儀ハ銀主勝手次  
第尤年賦年限中ハ流地（五）ハ之不及

沙汰年賦返済ル處ニ而元地主地面  
可相返事

寛政之御例斟酌

年季ヲ以質入年賦

引當ホニ致ル田畑年季

相濟元地主（六）元利

返済請戻を求ルといへとも

外事ニ詫（七）し不相返年

來押領（八）い（九）しゆ者

追加

一 田畑質地并年賦引當之出入并

小作滞之儀及出訴といへとも田畑一抱

之外分地之出入ハ取上ケ申間敷事

(上端付ケ札)

「此ケ条分地御制禁  
御觸出之後本文之通

被 仰付ル様」

一 田畑家屋敷質地ニい（十）し置、（十一）もの上（十二）る

御拝借有之上納相滞田畑家屋敷上へ

御取上被仰付銀主へ分散物無之償方

不埒之至盜賊ニ準三等ヲ減刑を

加へ可申事尤高多くと（十三）も鞭三十

「十」里追放ニ而許可申事

〔限り〕

(五ウ)

(五オ)

料 (二三五)

田畑質地年賦引當ホニ而借  
用之米錢滯濟方日限定

御定書斟酌

錢五百目以下

米式拾五俵以下

三十日限

錢五百目以上

米式拾五俵以上

六十日限

錢壹貫目以上

米五拾俵以上

百日限

錢五貫目以上

米式百五拾俵以上

閏月共  
十ヶ月限

錢十貫目以上

米五百俵以上

閏月共  
十三ヶ月限

右日限ニ準返濟申付、上滯ハ、地面

取上銀主ヘ可為相渡尤其人ニ身

上應し取捌可申事

(六ウ)

(六オ)

(三六)

田畑押領御仕置之事

寛政之御例

他人の田畑を事ニ寄

押領致ゝもの

但年來之小作米ハ可合返事

(三七)

田畑屋敷共坪違讓渡

ハもの御仕置之事

追加

田畑屋敷共坪違讓渡ハ者

證文之通地面相糺  
請取入江相渡ハ上渡し  
人所持之田畑取上十  
八畝所拂村役ハ役儀  
取放過料壹貫八百文  
加判之者過料一貫  
五百文

但當人壹人之手段ニ而村役加判人

不存ハといへとも不吟味之故ヲ以テ過料六百文

ツ、

(七ウ)

(三八)

双方申合勝手ニ寄田畑

取替所持之者御仕置事

一五

(七オ)

〔三九〕

追加

一方申合勝手ニ寄田  
畑取替所持致居ゆ者

御本帳之通請取  
渡之證文ニ仕直させ  
双方共叱り

銘々持抱田畑潰地ニ致ゆ者御仕置事

銘々持抱田畑之内申立無之  
勝手ニ寄堰井街道ニ致置〇者

本人五畝村役過料  
九百文本ノ如ク仕直可  
申付事尤無止事子細  
有之分ハ其節願出ニ  
寄時宜御沙汰之事  
〔八オ〕

但其身老人之堰街道ニ無之

数人申合の上抱合之堰井作場道

ホニ致置〇者ハ過料三貫六百文

其外本文之通

〔四〇〕

追加

青田を賣渡ゆ者御仕置之事

青田を仕付〇俣ニテ  
賣渡ゆ者

賣渡〇錢高半分ツ、  
双方ハ過料村役過料  
老貫貳百文本之如ク  
買戻可申付事

〔四一〕

右同

一抱の田畑分地致讓渡ゆ者御仕置事 〔八ウ〕

抱之田畑分地いたし

他江讓渡ゆもの

賣人買人共十五畝  
村役過料老貫八百文  
地面ハ買戻させ可申事

但一抱之田畑分地之儀古來御

制禁ニ御座〇得共いとなく相

緩ミ村役聞届之上勝手次第

讓渡ニ相成罷有〇ニ付御再檢

同様地面御改渡ニ無御座〇得ハ迎も

難相改奉存〇問夫迄之内御咎メ御

宥免被 仰付〇様重而地面

御改之後分地仕〇者は本文

之通被仰付〇様

〔九オ〕

〔四二〕

米金錢貸借捌之事

米金錢貸借前々御觸書之趣并享和

三癸亥年十一月文化二乙丑年十月

御觸直之趣ヲ以取捌可申事

御定書斟酌

料

資

- 一 借米金銭 一 祠堂金 (九ウ)
- 一 官金 一 書入金
- 一 立替金 一 先納金
- 一 職人手間賃錢 一 手附金
- 一 諸道具預證文ニ而金子借ハ類
- 一 諸物賣渡證文ニ而金子借ハ類
- 右之分願申出ハ節ハ借人僉儀の上
- 一 濟方日限定左之通 (二〇オ)
- 一 錢五貫目以下 三十日限
- 一 同五貫目以上 六十日限
- 一 同拾貫目以上 百日限
- 右之通濟方申付日延ハ願申出ニおゐてハ
- 時宜ニ應シ日延申付其上濟方不埒ハ、
- 身代限り可申付事
- 但濟方申付ハ而も不埒之輩有之ハ、
- 急度咎メ可申付事且又不埒之貸
- 方之類ハ遂吟味品ニ寄貸方も
- 可相咎事 (二〇ウ)

〔上端付ヶ札、原位置不明、以下同〕  
 〔此ヶ條居置候様〕

- 〔下ヶ札、朱書〕
- 〔此ノヶ條御除被仰付ハ様四奉行〕
- 〔上端付ヶ札〕
- 〔諸道具ニ取究ハ事〕
- 御定書
- 一 連判之證文有之 仲間事ニ付
- 一 諸道具徳用割 無取上
- 一 合請取候もの
- 右同
- 一 無尽金銭 證文有之ハとも
- 御定書 仲間事ニ相決
- ハニ付取上申間敷事 (二一オ)
- 一 同寄附込帳ニ記候 無取上
- 一 借金印形無之分
- 右同
- 一 宛所無之 證文 無取上
- 一 年号無之 證文 無取上
- 右同
- 一 證文之末利足定 無取上
- 一 書載有之其所ニ
- 一 印形無之利足 (二一ウ)

右同

家質金質地金并

一 諸道具金宛所違之

無取上

證文ヲ以於訴出者

但證文讓受由申由共證拠無之

ハ取上申間敷事

御定書

一 凡而家質并諸借金出入訴出、節

式歩以上之利足ニ由ハ、式歩ニ直シ

濟方可申付、事

(二二〇)

〔四三〕

借金銀分散申付方之事

御定書

一 金銀借り方之者身代分散之節

貸方之内少々不得心之者有之由

願出由ハ、分散請由様申付若不得心ニ

由ハ、得心之者斗江分散割合為相渡

可申由尤借り方之者身上持次第

割合請由ものも不請由者も一同に

追而相掛由様可申渡事

(二二一)

御定書

一 家質金

何ヶ年以前ニ而も

金高ニ應じ日限

濟方可申付事

但日限之上滞ニおゐてハ家質可

為相渡日限之内之宿質も濟

方可申付、尤<sup>〇</sup>年季ノ内ニ而も

宿質滞三ヶ月過訴出由者取上

可申事

〔四四〕

家質金滞日限定

御定書斟酌

一 錢壹貫目以下

三十日限

一 錢壹貫目以上

四十日限

一 同三貫目以上

六十日限

一 同五貫目以上

八十日限

一 同拾貫目以上

百五十日限

但十五貫目以上者見合日限可申付事

〔上端付ヶ札、原位置不明〕

〔手鎖穿鑿〕

右同

(二三〇)

一 寺附之品書入又ハ賣渡 借り主追院  
證人寺院ニハハ、禁足  
俗人ニハハ、戸

(二三ウ)

但銀主ハ不埒ノ貸方ニハ間濟方  
不及沙汰

御定書

一 儲成以質物借ハ金錢

家質ニ準金高ニ  
應シ濟方日限可  
申付事

追加

但日限之上於滯者質物流シ

可申付、事

右同斟酌

為替金不相渡

一 不埒之訊銀主

自分預り之物  
私曲之ケ条ヲ以テ  
刑ヲ加ヘ可申事

於申出者

(二四オ)

追加

一 家賃并諸借金有之者上ヨ里<sup>⑤</sup>諸

拜借有之上納相立不申家蔵屋

敷江御取上被 仰付外銀主江分散

物無之借方不埒之者盜賊ニ

準三等を減刑を加ヘ可申付事

尤三十敲十里追放迄ニ而限可申事

(四五)

一 二重質二重書入二重賣御仕置事

御定書斟酌

一 田畑屋敷二重ニ質入致ハ者

質入主  
名主村役

廿四敲五里追放  
十八敲所拂

(二四ウ)

加判人

所拂

但二重書入も同断田畑屋敷建家

ハは初之銀主江相渡後之銀主江ハ

家財取上可相渡尤名主村役加判

人馴合禮金取ハ、廿四敲五里追

放後之銀主乍存質地書入<sup>⑤</sup>證文

取ハニ於てハ三里追放

右同

一 諸商賣物代金請取

其品不渡外江二重賣

致シ又ハ取次可遣品質

置並賣拂或ハ金錢致横取ハ者

錢ハ壹貫目<sup>⑤</sup>以上

雑物ハ代錢ニ積リ

志貫目以上

死 罪

(二五オ)

但先入牢申付代金又ハ商賣物ニ而  
なりとも於相済ハ壹貫目以上ハ三里  
追放壹貫目以下ハ所拂  
右買取ル者若不念之仕方有之ニ  
おるてハ其品取上可申事

(二五ウ)

〔四六〕

偽之證文ヲ以テ米金錢貸借

致ル者御仕置之事

御定書

金錢借用之證文

及露頭ル而者難立

筋又ハ支配頭或ハ

申訊難立者名ヲ

偽文言之内江書入

金錢借ル者

但右之趣乍存貸ル者死罪

(二六オ)

〔四七〕

御收納遲滞ル者御仕置事

寛政之御例斟酌

〔四八〕

御用物内借御仕置之事

※ 寛政之御例

御收納者年々十一月晦日

まで皆済可致若翌正

月迄無故して皆済

無之者

御收納之高十分ニ割

一分滞ルハハ五畝一分

毎ニ一等ヲ加ヘ可申事

尤十畝ニテ許可申事  
村役戸ノ廿日

御蔵廻之者御蔵ノ

米錢を内借致ル者

但御蔵廻ノ者ニ無之ルハ、一等

軽く申付入墨許可申事

〔一六ウ上端付ケ札、朱書〕

〔米錢之高を以盜賊に準

罪ノ行可申事尤御沙汰中

内借之高不残上納致ル儀  
於申出ハ一等軽く可申付事〕

(二六ウ)

右同

器財之類自分ノ物ヲ以

御蔵内之物と取替ル者

右同断

〔四九〕

闕所ニ可成田畠家屋敷を

隱置の村役町役御仕置事

御定書斟酌

欠所ニ相成田畑家

村役名主役義

屋敷を於隱置者

取放過料三貫文  
五軒組合過料三貫文

但不存ニおゐてハ叱り

(二七才)

御印紙并御切手紙  
紛失致、者

過料銀壹枚上納  
之上戸ノ五日

染

但墨付有之も同断戸ノ不及

前々々ノ御例

御印札紛失致、者

過料銀壹枚

但急変ホニ而紛失之節證據於分

明者不及過料事

追加

旅人御印紙紛失之節

旅人之往來宿  
戸ノ五日

(二八才)

(五〇)

人別帳ニも不加他の者差置  
ゆもの御仕置之事

御定書斟酌

人別帳ニも不加

差置、者

戸ノ廿日

他の者差置、者

名主村役

叱り

(五三)

御関所忍通、者御仕置事

寛政之御例斟酌

一 御関所ヲ忍通、者

十五敲

右同

一 山越以多しゆ者

十八敲所拂

右ケ条御定書ニ関所難通類山越ホ

致ゆもの礫同案内いたしゆ者礫同忍

通ゆもの重追放と御座、右関所

難通類山越ホ致、者礫と御座、義

(五一)

煩ゆ旅人を宿送致、者御仕置事

煩ゆ旅人療治も不加其上

旅籠屋所拂

宿継送出ニおゐてハ

村役町役義取上

(二七ウ)

(五二)

御印紙并御切手紙御印札

紛失之者御仕置之事

文化四卯年之御例



(五四)

立歸者御仕置之事

御定書安永寛政之御例斟酌

科有之追放被仰付、後

御構之地江立歸りぬ者

最初御仕置る

一等重く可申

付事

〔上端付ヶ札、原位置不明〕  
〔帳外ニ而如何〕

(一九〇)

其身罪科<sup>ホ</sup>有之か又ハ御停止物<sup>ホ</sup>

持通<sup>ル</sup>而御切手紙願難差出ニ付

御関所忍通り山越<sup>ホ</sup>致<sup>ル</sup>ぬ者ニ可有御座

ぬ得者嚴科可仰付義と奉存、

乍然罪科無之御関所忍通、哉

又は山越致<sup>ル</sup>ぬもの者死罪ニ至りぬ程

之義無御座、様奉存、ニ付前書

之通沙汰之上相定申、尤罪科

有之者御関所并山越<sup>ホ</sup>致<sup>ル</sup>ぬ者之儀

公儀御定ニならひ嚴科ニ沙汰仕末之

ヶ条ニ差出申、

(一八九)

※※

御定書

入墨ヲ拔御構之地江

立歸りぬ者

御定書斟酌

但立歸り之後徒刑ニ當り惡事

致、者死罪

寛政之御例

惡事有之出奔致

其後立歸り忍居ぬ者

但本罪輕くぬとも山越いたし立歸り

ぬ者は斬罪御関所忍通りぬ

者は三十敲十里追放

右ヶ条安永ニ重追放<sup>ホ</sup>被仰付、者

御関所「並間道」忍通又は脇道等いたし

立歸りぬ者は獄門と御座、得とも

評議之上前書之通相定申、

〔上端付ヶ札・下〕

〔御関所縦忍通ぬ共於

立歸ハ死罪之筈  
御用人〕

入墨ノ上前之

御仕置る一等

重く可申付事

(一九〇)

〔上端付ヶ札・上、朱〕  
 「御用人点羽死罪と有  
 文化九申年九月十六日  
 御僉之節除（朱）の様被仰付（朱）」

〔下ヶ札〕  
 「直り有」

（二〇才）

御定書斟酌

一 右同立歸り悪事致（朱）ゆ者

本罪（朱）の二等  
 重く可申付事

但三十敲十里追放以上之悪事

致（朱）ゆものは死罪

○右ヶ条御定書ニ一旦追放ニ成御構

之地江立歸り阿（朱）者（朱）れゆ者死罪と御座、

得共斟酌仕前書之通相定申（朱）ゆ

寛政之御例

一 悪事無之出奔

御閔所外ニ出不  
 申（朱）ゆ得ハ

之後立歸りゆ者

過代夫役廿日

（二〇ウ）

〔以下、別筆〕

〔五五〕

隠津出并隠荷揚致（朱）ゆ者御仕置之事

隠津出之刑御定書ニハ無御座ゆ安永（朱）ハ

品物取押過料又ハ追放と御座ゆ寛政（朱）ハ

品物取押鞭十五尤米二百俵以上ハ家財  
 闕所と御座ゆ然者米壹俵差出ゆ者茂百俵  
 差出ゆ者茂鞭十五にてハ相當不仕ゆ様奉存ゆ  
 殊（朱）ハ御國表ニ而随一之御締と奉存ゆ間  
 左之通被 仰付ゆ様

（二一才）

寛政之御例斟酌

一 隠津出致候者

米拾俵以下

〔五〕 〔下〕

一 同拾俵以上

一 同五拾俵以上

一 同百俵以上

一 同百五拾俵以上

〔上端付ヶ札〕

御用人

四奉行下点羽可然、

品物取押

鞭十五 〔敲〕

〔品物取押〕

右同 鞭十八所拂

右同 〔敲〕

鞭廿一三三里追放

右同 〔敲〕

鞭廿四五里追放

右同

鞭二十七 〔敲〕

七三里追放

※

一 同式百俵以上

右同

鞭三十『敲』

十里追放家財

家屋鋪闕所

一 隠津出之宿致<sub>レ</sub>者

本人同罪

(二二〇) ※

一 同五軒組合之者共

五軒組合四軒<sub>ノ</sub>  
過料六貫文

但百俵以上隠津出致<sub>レ</sub>五軒組合之者共過料

拾式貫文尤村役過料之定凡例<sub>ノ</sub>有之

〔下ヶ札〕

〔隠津出之儀式百俵以上家

屋敷家財欠所与御座、得共

其仕振ニ寄田畑家屋鋪

御取上之上家財欠所<sub>ハ</sub>不被

仰付<sub>レ</sub>而者御締相立不申

之之間鞭數ニ不拘家屋敷田畑

御取上家財欠所<sub>ハ</sub>時宜御沙

汰被 仰付<sub>レ</sub>様 四奉行〕

〔上端付ヶ札〕

〔四奉行下点羽可然<sub>レ</sub>御用人〕

〔五軒〕

○右過料組合之者過料之儀是迄鞭十五

之贖六貫文宛上納被仰付罷有<sub>レ</sub>得共本人

前書之通御定被仰付<sub>レ</sub>得者鞭十八之贖

拾式貫文同廿一ハ拾五貫文同廿四ハ十八貫文

同廿七八式拾壹貫文同三十八式拾四貫文<sub>ノ</sub>

御座<sub>レ</sub>右阿<sub>ハ</sub>かなひ五軒組合<sub>ハ</sub>差出させ

之而ハ過分之過料ニ付難儀之者共上納

難相成却て御取扱<sub>レ</sub>相成可申哉<sub>ノ</sub>奉存<sub>レ</sub>

問前書向条<sub>ノ</sub>相定申<sub>レ</sub>

寛政之御例斟酌

一 隠津出米取賦<sub>レ</sub>者

過料老貫八百文宛

旅人ニ候ハ、

〔贖〕 隠津出之品御取上入津

御差留

御領内之者ニ有之<sub>レ</sub>ハ、本人

同様之御仕置船取上可

申事水主之者過料老

貫八百文宛 (二二二)

追加

一 隠津出相對致<sub>レ</sub>船頭

寛政之御例

一 旅船隠荷揚致<sub>レ</sub>者

隠荷揚之品物取押  
入津御差留

寛政之御例斟酌

一 隠荷揚相對致<sub>レ</sub>問屋

家業取放  
鞭九『十敲』

○右ヶ条寛政<sub>ノ</sub>相對致<sub>レ</sub>問屋鞭六と御座<sub>レ</sub>

料

得共一等重ク相定申ル

○安永之御例ニ御停止物隠津出致ル者

重キハ死罪輕キハ鞭刑追放隠荷揚右ニ

準御沙汰之事と御座ル得共前書御定

之外死罪ニ可被仰付程之隠津出隠

荷揚之儀ハ時宜御沙汰被仰付可然

(二三オ)

儀と奉存候

資

〔五六〕

米留所無手形米忍通ル者

御仕置之事

寛政之御例斟酌

米留所無手形米

荷物取押

鞭九ノ十ノ敲ト

忍通ル者

駄賃附之者過料

壹貫八百文宛

但自分馬ト有之ルハ、馬共取押可申事

駄賃附之者被雇ル相違無之ルハ、馬ハ

相返可申事

(二三ウ)

○右ケ条寛政之御例ニ一等重ク相定

申ル

〔五七〕

隠商賣致ル者御仕置之事

寛政之御例

一 隠商賣致ル者

品物取押過料

但過料之定戸数方條例有之事

御定書斟酌

賣人買人を拵

似せ物商ル者

鞭十五ノ敲ト

※

(上付ケ札)

〔此ケ条此假居置刑は

隠津出之刑を以御仕置

被 仰付ル様 伺〕

〔五八〕

廻船荷物出賣出買并船荷物押領

致ル者御仕置之事

(二四オ)

御定書斟酌

一 船荷物出賣出買致候者

賣買之品物代錢に差

積過料旅人ニ候ハ、賣

買之荷物代金取

上入津御差留

※

但荷物代金共に取上問屋附之荷物

に有之候ハ、荷物問屋ト可相渡事

預置ル

※

※

〔貼紙〕

〔此ヶ条居置、様〕

御用人

〔前ニ隱荷揚ヶ之刑御座、  
此ヶ条同様之意味ニ而都而  
刑輕成、問御除被仰付、様〕

〔下ヶ札〕

〔此ヶ条御除被仰付、様〕

四奉行

御定書

打荷或ハ破船と偽

船頭 獄門

荷物押領致ゆ者

上乗 同罪 〔朱註〕  
水主 入墨之上鞭十五〔敲〕

〔二四ウ〕

但吟味之上浦證文ハ有之ハ共類船無之

差而痛不申ゆ處荷打致ゆよおゐてハ

船頭過料拾貫文上乘同三貫文水

主無構

御定書斟酌

遭難風致荷打残荷物

を盜取ゆ船頭と馴合湊方

相欺き浦證文ハ取遣配

分取ゆ者

死罪

○右ヶ条御定書獄門此次之ヶ条盜

〔二五オ〕

荷物預置ゆ者死罪と御座ゆ得共元來

此ヶ条ハ船頭残荷物越私曲可致ため

類合ゆ處方出ゆ罪人ノ御座ゆヘハ船頭ハ

本人ニ付重罪ノ御座ゆ得共其余ハ同

類ノ御座ゆ間死罪一等許し可申者ノ

御座ゆ乍然湊方を相欺きゆ儀不

埒之者ニ付死罪ノ仕其外之同類ハ一等

宛輕く申付ゆ方可然奉存ゆニ付此度

評議之上右之通相定申ゆ

御定書斟酌

〔二五ウ〕

同盜荷物自分土藏江

徒壹年半

入預置配分取ゆ者

〔朱註〕  
鞭三十〔敲〕

右同

同船頭之宿致馴合

〔朱註〕  
鞭三十〔敲〕

村中之者江申勤メ配

十里追放

分取ゆ者

右同

同百姓之内重立致

〔朱註〕  
鞭廿七〔敲〕

持運世話配分取ゆ者

七里追放

右同

※

一 同盜荷物配分取ル百姓

〔上端付ケ札〕

難船盜荷物配分取ル百姓

十八敲所拂

「十敲」  
鞭十二〔朱書〕

〔五九〕

盜賊御仕置之事

御定書

一 都之盜物之品ハ被盜ル者江相返可申候

金錢遣拾ルハ、可為損失盜物取戻ル共

科之無差別

寛政之御例

※

一 凡て盜賊之類不殘入墨可致事

〔上端付ケ札、朱書〕

〔此ケ条拾八敲

所拂之上入墨可被

仰付也〕

〔下ケ札、朱書〕

〔十八敲所拂以上入墨

小盜三度目入墨〕

御定書安永寛政之御例斟酌

一 盜ニ忍入人を殺ル者

當人 磔

〔二六才〕

但同類之内助力不致者は盜賊を

以沙汰可致事

御定書安永之御例斟酌

一 同疵付ル者

當人 獄門

御定書寛政之御例斟酌

但忍入ル者ノ無之ル共盜可致と存人ノ

疵付ル者ハ死罪同類之内助力不致者

ハ盜賊を以沙汰可致事

○右本ケ条寛政ノ磔と御座ル得共本文

之通ニ而可然奉存ル

御定書安永之御例

盜ノ入刃物ノ無之外之

當人 斬罪

品ノ以て人に疵付ル者

寛政之御例

但同類之者助力不致ルハ、盜賊を

以沙汰可致事

寛政之御例

人家江忍入ル盜賊財物

を捨逃去ル越其家内之

者追懸ルニ付手向致ル者

科人手向之御仕置  
を以沙汰可致事

〔二七才〕

〔二六才〕

※

御定書寛政之御例斟酌

強盜可致と徒黨致

人家江押込ゆ者

〔上端付ケ札、朱書〕

『此冬之見合不拘  
則時処刑』

御定書安永寛政之御例斟酌

土蔵を破盜致ゆ者

但同類ハ一等軽ク可申付事

〔上端付ケ札〕

〔土蔵破之但書一等軽ク

無之ゆとも同罪ニ而可然旨  
御意ニ付沙汰申上、様〕

〔下ケ札〕

〔評義

財物ヲ取不申とも土蔵ヲ

〔土蔵、以下同〕

輕罪ニ御座、得ハ

外之刑約合も御座、問

牢居三百日三十敲ニ

被御居置但書同類

一等輕可申事も被御居

置可然奉存ゆ

財物を取ゆ得ハ同類不殘  
磔財物を取不申ゆ得ハ  
同類不殘斬罪

財物を取ゆヘハ多少ノ不  
拘斬罪財物取不申ゆヘハ  
徒壹年半 鞭三十『敲』  
〔朱書〕

※

御定書安永之御例斟酌

一 盜賊之手引致ゆ者

本人 同罪

御定書斟酌

片輪者を殺ゆ而所持

引廻之上 獄門

之品を盜取ゆ者

但盜取ゆ斗ニ而於不殺ハ鞭三十『敲』拾里追放  
〔朱書〕 (二八才)

高多ゆハ、盜賊之刑ニ二等重ク可

申付事

同類共 獄門

一 追剥いたしゆ者

○右ケ条安永ノハ引廻之上獄門寛政

ノハ磔と御座ゆ得共本文之通ニ而可然奉存ゆ

右同

一 追落以多しゆ者

斬罪

寛政之御例

一 白昼ノ人之物越奪取ゆ者

鞭三十『敲』  
十里追放

但盜取ゆ高多き節ハ盜賊之刑ニ二等重ク

〔二八ウ〕

可申付事尤同類ハ一等軽ク可申付事

御定書斟酌

巧を以人越打擲致  
人に疵付<sup>レ</sup>ハハ 獄門  
不得物取<sup>レ</sup>共疵付<sup>レ</sup>ハハ 死罪

一 同類之内<sup>ニ</sup>取扱物を

不得物取<sup>レ</sup>疵付<sup>レ</sup>不申<sup>レ</sup>ハハ 徒老年半  
疵<sup>レ</sup>た里取<sup>レ</sup>もの 〔朱株〕 鞭三十 〔敲〕

右同

但同類之者ハ一等輕ク可申付事

寛政之御例

喧嘩<sup>ホ</sup>致財物を 〔朱株〕 鞭三十 〔敲〕  
奪取<sup>レ</sup>もの 拾里追放 〔二九オ〕

一 但取<sup>レ</sup>物高多<sup>レ</sup>ハハ、盜賊之罪<sup>ル</sup>二等重 〔二九オ〕

ク可申付事同類之者ハ一等輕ク可申付事

寛政之御例

一 巾着切之類ハ常々盜賊を以沙汰可致事

寛政之御例斟酌

一 盜致<sup>レ</sup>者盜取<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>應<sup>レ</sup>輕重之罪科

一 可行事

○盜賊之刑御定書<sup>ニ</sup>重き盜賊<sup>ニ</sup>而死罪

〔朱株〕 相成<sup>レ</sup>分夫々之ケ条<sup>ニ</sup>出<sup>レ</sup>外輕き盜

致<sup>レ</sup>者ハ敲と御座<sup>レ</sup>而何程之品盜取<sup>レ</sup>者ハ敲と 〔二九ウ〕

※

申儀相分不申<sup>レ</sup>得共御定書<sup>ニ</sup>手元<sup>ニ</sup>有  
之品を与風盜取<sup>レ</sup>類金子拾両以上死罪と  
御座<sup>レ</sup>左<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>ハ 公儀<sup>ニ</sup>而茂元來之處江  
錢高<sup>レ</sup>寄刑越加<sup>レ</sup>ハ儀と奉存<sup>レ</sup>隨而重  
き盜賊<sup>ニ</sup>而死罪<sup>ホ</sup>被行<sup>レ</sup>ケ条之外輕き  
盜賊ハ盜取<sup>レ</sup>錢高を以刑を加<sup>レ</sup>儀可然  
奉存<sup>レ</sup>尤御定書<sup>ニ</sup>輕き盜<sup>ニ</sup>而茂拾兩以  
上死罪<sup>ニ</sup>御座<sup>レ</sup>而寛政<sup>ニ</sup>ハ百三十貫文  
以上斬罪と御座<sup>レ</sup>間御定書寛政之御  
例斟酌仕百貫文以上斬罪と相定申<sup>レ</sup>

〔三〇オ〕

寛政之御例斟酌

一 錢貳貫五百文以下

〔朱株〕 〔五貫文〕  
〔上端付ケ札〕

〔五敲〕 鞭 三

〔御国錢<sup>ニ</sup>而可然<sup>レ</sup>〕

一 同貳貫五百文以上

同 六

一 同五貫文以上

同 九

一 同七貫五百文以上

同 十二

一 同拾貫文以上

〔朱株〕 同 十五 〔敲〕



一 同式拾貫文以上 〔朱注〕 同十八所拂

一 同三拾貫文以上 〔朱注〕 同廿一三里追放

一 同四拾貫文以上 〔朱注〕 同廿四五里追放 〔三〇ウ〕

一 同五拾貫文以上 〔敲〕 同廿七七里追放

一 同六拾貫文以上 〔敲〕 同三十拾里追放

一 同七拾貫文以上 徒半年鞭三十 〔敲〕

一 同八拾貫文以上 徒壹年鞭三十 〔敲〕

一 同九拾貫文以上 斬罪

一 同百貫文以上

右錢高を以罪之輕重を定ゆ事尤

盜取ゆ品幾人よ分ゆ而茂分前之 〔三二オ〕

高よ不抱盜取ゆ本高以罪を加へ

ゆ事同類之者一 等輕可申付事

但僉議之節數家よおゐて盜取ゆ儀

相頭といへと母唯一家之盜高多きヲ

以罪を定ゆ事米穀ハハ時之直段

を以錢よ直し品物ハ直打致せ

錢よ差積可申事尤一夜に五軒

〔六〇〕

以上江盜よ入錢高五拾貫文以上之

品物盜取ゆものハ斬罪

寛政之御例 〔三二ウ〕

盜よ忍入ゆ而茂品物 〔朱注〕 五敲

盜取不申ものハ 鞭三

入墨許之 重ク

安永之御例斟酌

但武士屋鋪江忍入候ハ、二等可申付事

〔下ケ札、原位置不明〕

「本帳張入ゆ」

御預之御例

寛政之御例

自分預之内私曲致ゆ者

御預之物を私曲致盜取ゆ者頭取同類 〔物〕

之差別無之盜 〔朱注〕 高を 〔朱注〕 罪を定ゆ事 〔三二オ〕

尤幾人ニ而分ゆ而茂 〔朱注〕 本之 〔朱注〕 拘盜

取ゆ本高を以一人毎よ罪を加へゆ事

定

「五貫文」 〔朱注〕 入墨之上

錢式貫五百文以下 〔朱注〕 〇十敲 鞭九

〔朱様〕  
 一 同貳貫五百文以上  
 同五貫文以上  
 〔朱様〕  
 同十二  
 同十五『敲』  
 (三三ウ)

一 同七貫五百文以上  
 〔朱様〕  
 同十八所拂  
 『敲』

一 同拾貫文以上  
 〔朱様〕  
 同廿一三里追放  
 『敲』

一 同拾貳貫五百文以上  
 〔朱様〕  
 同廿四五里追放  
 『敲』

一 同拾五貫文以上  
 〔朱様〕  
 同廿七七里追放  
 『敲』

一 同拾七貫五百文以上  
 〔朱様〕  
 同三十拾里追放  
 『敲』

一 同貳拾貫文以上  
 徒半年鞭三十『敲』

一 同貳拾五貫文以上  
 徒老年鞭三十『敲』

一 同三拾貫文以上  
 同老年半鞭三十『敲』  
 (三三オ)

一 錢四拾貫文以上  
 死□之代り  
 徒貳年鞭三十『敲』  
 (朱様)

追加

但四拾貫文以上其趣意重きハ時

宜御沙汰之上死罪ノ茂人可申事

〔六一〕  
 御藏之財物を盜取ル者御仕置之事

安永之御例

一 御藏を破盜致ル者 同類共  
 但財物を取不申ルヘハ斬罪 獄門

〔上端付ケ札〕  
 〔凡而獄門引廻〕

寛政之御例

※

一 御藏之財物を盜取ル者并御藏廻之者と母  
 御藏之財物を私曲致ル者頭取同類之差  
 別無之盜取ル錢高を以罪を定ル事  
 尤幾人ニ而分ル而茂分前之高に不拘

盜取ル本高を以一人毎ニ罪を加ヘル事

〔上端付ケ札〕

〔上之物を預ると御藏之物を

預ると同様ニ相聞得申、問

御仕置も同様ニ被仰付、様

奉存ル 御用人〕

〔下ケ札〕

定

一 錢五貫文以下  
 〔朱様〕  
 入墨之上  
 入墨之上 鞭六  
 五敲

一 同五貫文以上  
 〔朱様〕  
 同九『敲』

※

(三三ウ)

〔貼紙で抹消〕

- 一 同拾貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同拾五貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同貳拾貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同三拾貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同三十五貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同四十貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同四拾五貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同五拾貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同五拾五貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同八拾貫文以上 〔朱抹〕
- 定
- 一 錢五貫文以下 〔十敲〕
  - 一 同五貫文以上 〔十五敲〕
- 〔貼紙、朱書、別筆〕

〔同七貫五百文以上 十八敲所拂〕 〔三四才〕

- 一 同拾貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同拾貳貫五百文以上 〔朱抹〕
  - 一 同拾五貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同拾七貫五百文以上 〔朱抹〕
  - 一 同貳拾貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同貳拾五貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同三十貫文以上 〔朱抹〕
  - 一 同四十貫文以上 〔朱抹〕
- 追加
- 一 但四十貫文以上其趣意重キハ時宜 〔三四ウ〕
  - 一 御沙汰之上死罪ニも入可申事 〔三四ウ〕
- 〔貼紙下ケ札〕  
〔朱書下書入〕
- 一 同八拾貫文以上 斬罪
- 寛政之御例斟酌
- 但御威廻之者私曲致ル分ハ死罪之代徒貳年鞭三十『敲』尤其趣意重キハ斬罪

料〔六二〕

難船等之節乱妨致ゆ者

御仕置之事

〔三五オ〕

寛政之御例

資

一 難船ホ之節便ニ乘シ〔宋注〕鞭三十〔敲〕  
乱妨いたしゆもの 十里追放

但取ゆ者高多ゆハ、盜賊之罪二等

重可申付事同類之者ハ本人一等

輕可申付事

〔六三〕

度々盜致ゆ者御仕置之事

※

寛政之御例

〔下ヶ札〕  
「此所下書と讀合」

〔貼紙で抹消〕

「一 盜賊入墨式度に及  
又々盜致ゆ者 斬罪」

〔貼紙〕  
「二 十八敲所拂以下之小盜いたし、もの盜三度  
〔虫損〕ニ 入墨可致

一 入墨二度ニ及又々盜いたし、もの 斬罪  
〔三五ウ〕

○御定書に家藏江忍入旧惡に共五ヶ度以上

之度数盜致ゆ者物不取得ゆ共引廻之上

一六

死罪家内ノ忍入或ハ土藏坏破ゆ類金  
高雜物不依多少死罪と申ヶ条御座ゆ  
然者五ヶ度ノ限りゆ儀に茂無御座ゆ間寛  
政之御例ノ隨ひ常之盜賊ニ而茂及三度  
ゆ得ハ死罪と相立申ゆ

〔六四〕

盜人を搦捕不訴出者御仕置之事

御定書

盜人を召捕雜物取返

村役名主并當人共

内證ニ而逃し遣ゆ者

支配〔虫損〕頭共叱り

〔三六オ〕

但死罪ノ可相成盜人を内〔虫損〕逃し遣候ハ、  
村役名主當人共過料志貫文

〔六五〕

盜賊之宿致ゆ者御仕置之事

寛政之御例

一 追剥強盜之宿致ゆ者

本人同罪

右同

一 盜賊之宿致ゆ者

本人同罪

但財物を配分不致ゆハハ一等輕可申付事

○右両ヶ条御定書より悪黨者乍存宿致盜物賣拂遣又ハ質に遣配分取ぬ者死罪(三六ウ)

悪黨者と乍存宿致又ハ五七日宛滞留為致ぬ者重追放但悪黨者磔ニ被行

ぬハ、宿致ぬ者死罪と御座ぬ安永ニハ盜賊と乍存宿致盜物ヲ取扱ぬ者ハ鞭刑追放

巧ミ重キハ斬罪と御座ぬ然者御定書より悪黨者之宿と斗御座ぬ而輕キ盜

賊之宿致ぬ者御片付之儀相分不申ぬ御片付方區々相成可申奉存ぬニ付寛

政之御例之通本人同罪よて可然奉存ぬ(三七オ)

〔六六〕

盜物質ニ取ぬ者并預ぬ者又ハ賣買致ぬ者御仕置之事

寛政之御例

- 一 強盜并凡而盜賊之盜物を乍存買ぬ者品物錢より差積盜賊之刑より二等輕可申付事乍存預置ぬ者又一等輕可申付事但品物之高多ぬ共鞭十五ニ而許可

申事若不存ぬへ者御構無之品物ハ本人江返可申事

○右ヶ条御定書に盜物と乍存世話致配分ハ不取者敲○盜物と存預ぬ者敲○陰物買入墨之上敲○陰物と存ながら又買致ぬ者入墨之上敲但年來此事よか、里(三七ウ)

居ぬ者死罪○盜物と存なから下直買取ぬ者所拂と御座ぬ安永より盜物相調ぬ者

輕重より寄戸ノ或ハ追放と御座ぬ然處買取質より取ぬよも多少御座ぬ間寛政之

御例より隨ひ其品之多少より寄刑を加へぬ方可然奉存ぬ(朱筆符箋)

〔抹消〕  
〔御定書〕

〔證人取沙汰之事〕

※

一 盜物と乍存證人之如通例質より取吟味

之上盜物之儀不存誤より決(抹消) 證人より元(三ハオ)

金為價質物ハ取返被盜ぬ(抹消) 江相渡可

申事

但證人茂御仕置よ成り金子可差出

方無之ゆハ質屋可為損金事尤證

文取不申ゆハ質屋可為損金事

御定書

一 盜物と不存品物買取ゆ者其品取返被盜ゆ

者江相返可申事尤證人を取買取ゆハ、

證人よ代金買主方江可相渡事

但被盜ゆ品有所不相知代金盜人所持

致ゆハ、取上被盜ゆ者可相渡ゆ尤盜物買主<sup>(三八ウ)</sup>取

返」せゆ上代金盜人所持致ゆとも買主無念ニゆ

間」右金子没収可致事

御定書

一 盜物と不存買取賣拂ゆ節ハ賣先段々相紀代

金を以買戻させ被盜ゆ者江相返せ盜人<sup>ル</sup>初發

買取ゆ者損金よ可申付事

但賣先不相知ゆハ、初發買取ゆ者<sup>ル</sup>被盜

ゆ者江代金よて為價可申事

御定書對酌

紛失物町解

〔朱書 觸〕

隱置候もの

〔貼紙で抹消〕

〔朱書 觸〕  
品物錢ニ差積盜賊之刑

同様无錢高多クゆ共三千

敲牢居五百日ニテ差許

可申事」

〔朱書 觸〕  
品物錢ニ差積盜賊之刑<sup>ノ</sup>一等輕可申付事

〔三九ウ〕

○右ケ条御定書よ家財取上江戸拂と御座ゆ

得共是又品物よ多少御座ゆ儀故其多

少よ随ひ刑を加へゆ方可然様奉存ゆ

〔六七〕

入墨を抜取ゆ者御仕置之事

寛政之御例

盜致入墨ニ被行ゆ者

其後ひそかよ抜ゆ者

〔符箋・別筆〕

〔入墨之儀ハ上之点羽ニ

申上ゆ 御用人〕

但入墨仕置可申事

○右ケ条御定書に

〔朱書 觸〕  
鞭三「廿一敲三里  
追放」

〔朱書 觸〕  
五敲」〔追筆・別筆〕

〔三九ウ〕

〔六八〕

御定書

金子遺捨の飛脚御仕置之事

- 一 金子入之書状請取途中にて 金高不依多少引廻  
切解遺捨の飛脚 之上斬罪

〔四〇ウ〕

御定書斟酌

- 一 入墨を抜遣の者

〔十敲〕  
過代夫役廿日

可然奉存の  
間入墨を抜取の者寛政之御例之通よて  
成此度とても右御例よ随ひ相定申の  
例よ御座の得ハ盜賊鞭三以上入墨に相  
公儀ニ而者重き盜致の者ニ無御座の得共入  
墨ニ相成不申の様相聞へ申の寛政之御  
右之通御座の得共

〔四〇オ〕

- 入墨を抜御搦之地江立帰の者

入墨之上前々  
御仕置の老等  
重可申付事

- 入墨を抜而遣の者

敲

- 入墨ニ成の以後又の盜致の者 死罪

但外之悪事いたしハ、重き敲

〔六九〕

火附御仕置之事

御定書安永寛政之御例

- 一 火を附希の者 引廻之上火罪

但燃立不申のハ、引廻之上斬罪

御定書

- 一 一人に被頼火を附けの者 火罪

御定書

- 一 同頼の者 火罪

〔付箋〕

〔此ヶ〕条御定書ニ  
〔此ヶ〕有之ハニ付江戸問合

死罪之方宜

- 一 火を附希候者年を越於頭ハ 死罪

〔付箋〕  
〔年越不審〕

但十二月を老年と相立の事

〔四一オ〕

火附を召捕又ハ

御褒美人數之多少ニ  
訴人よ出の者 不寄銀三拾枚

〔（通）〕 御定

遣恨を以火を附ヶへき旨 〔（朱）鞭三十〕 〔（敲）〕

張札又ハ投文致〔（朱）徒貳年〕

右ヶ条御定書〔（朱）死罪と御座ル得共威之

ため一通之仕形〔（朱）よて火を附ル真意〕

無御座ルニ付徒刑〔（朱）よて可然奉存候

〔（付箋）〕

〔（通）〕 三十敲牢居 〔（通）〕 五百日と

御座、得とも御定書之

通死罪被仰付、様

〔（四一ウ）〕

〔（七〇）〕

牛馬盗人御仕置之事

安永寛政之御例斟酌

牛馬を盗取他領江忍出ル

者并御領内ニ而茂賣渡ル者

斬罪

追加

但御領内ニ而いまた不賣渡ものハ鞭〔（通）〕

三十徒壹年半

安永之御例斟酌

他領之悪者引入盗

牛馬之手引致ル者

但於御領内馬取返ルへハ手引致ル者

ハ鞭三十徒一年半

〔（通）〕 〔（敲）〕

右同

盗牛馬乍存買取ル者

〔（通）〕 牢居三百日

〔（朱）〕 徒壹年半

右同

盗牛馬之儀賣先相知連〔（通）〕分ハ本人江

返せ可申事

追加

自分之

手段を以牛馬を他領江

隠賣致ル者

〔（朱）〕 鞭式拾四 〔（敲）〕 ※  
五里追加

〔（下ヶ札）〕

〔（通）〕 〔（直り有）〕

○右ヶ条享和年中右躰之者有之

鞭刑廿一被行三里追放被仰付ル類例

茂御座ル間此度沙汰仕ル而加へ申ル

〔（四二ウ）〕



〔七一〕

無札之馬賣買并馬札紛失

致<sub>レ</sub>者御仕置之事

寛政之御例

〔四三才〕

一 無札之馬賣買致<sub>レ</sub>者

〔集注〕  
「鞭三」「五敲」

右同

一 馬札紛失致<sub>レ</sub>者

過料壹貫文

〔七二〕

盜杣御仕置之事

○盜杣之儀安永<sub>ノ</sub>小屋懸ケ<sub>テ</sub>致泊り山

御留山ニ而盜杣之者ハ斬罪馬附日帰

ホ之盜杣ハ鞭刑追放過料鞭刑<sub>ホ</sub>時宜

〔四三ウ〕

御沙汰と御座<sub>レ</sub>寛政ニハ杣取之多少を以

御藏之財物を盜取<sub>レ</sub>律を以刑を可加<sub>ヘ</sub>事

と御座<sub>レ</sub>然者安永之御例ハ大略にて寛政

之御例ハ明<sub>〔蜜〕</sub>御座<sub>レ</sub>間寛政之御例可然

奉存<sub>レ</sub>得共是迄盜杣有之當人相知<sub>レ</sub>分ハ

杣取之木品代錢に差積刑を加<sub>ヘ</sub>得共

伐木茂色々ニ而伐株斗御座<sub>レ</sub>分茂有之

積方等數相成不申<sub>レ</sub>間此度伐株三

段<sub>ノ</sub>仕分右三段之平均を以刑を加<sub>ヘ</sub>

※

得<sub>レ</sub>ハ辨理<sub>ノ</sub>大跡積<sub>ノ</sub>方輕重茂相當

可仕奉存<sub>レ</sub>間以來左之通被仰付<sub>レ</sub>様

〔付箋〕

「此ヶ条寛政之御例之通

被 仰付<sub>レ</sub>様 御用人」

〔四四才〕

寛政之御例斟酌

一 盜杣致<sub>レ</sub>者杣取之切株小口を以寸面をとり

丈ヶハ式間と致三段<sub>ノ</sub>相定代錢<sub>ノ</sub>差積御

藏之財物を盜取<sub>レ</sub>ヶ条を以刑を加<sub>ヘ</sub>可申

事尤入墨ハ許可申事

但一村申合盜杣有之不殘刑<sub>ノ</sub>難

行節ハあかなひ<sub>ニ</sub>差出せ<sub>レ</sub>儀時宜御

沙汰之事

〔下ヶ紙〕

「盜杣之儀盜伐之分錢差積

鞭三十里追放以上之刑ニ無

御座<sub>レ</sub>而者田畑家屋敷家財

欠所不被 仰付候得者其仕振ニ

寄欠所等不被 仰付<sub>レ</sub>而ハ御締

相立不申<sub>レ</sub>間鞭數ニ不抱家

屋敷田畑御取上家財欠所<sub>ホ</sub>

時宜御沙汰被 仰付<sub>レ</sub>様

四奉行」

伐株三段之直段定左之通

〔四四ウ〕

一 杉檜伐口差渡式寸以上

式間丸太直段

一 同 五寸以上

六寸角直段

※

一 同 壹尺以上

六寸角一倍直段

右直段を以相寛可申事雜木ハ檜

ハ三割下ケ直段を以積可申事尤木

〔朱株〕

品右之分ハ不殘取上可申事

〔采書〕有

〔下ケ紙〕

〔此ケ条左〕

檜差渡式寸以下者八尺小柵立直段

差渡三寸四寸之式口者式間垂木直

段差渡五寸ハ七寸迄之三口者式

間丸太直段差渡八寸九寸之

式口ハ式間五寸角直段差渡尺并

尺卷寸之式口者式間六寸角直段

右以上者前書積を以材割之筈

但杉者檜ハ卷割下ケ雜木ハ家木ニ

相成ル分三割下ケ

右之通被 仰付ル様

四奉行

一 村役五軒組合過料定凡例ノ有之

一 御留山ニ而柴薪伐取ル者

過料壹貫文尤伐取之  
高多ハ節ハ錢ニ差積一  
倍之過料上納可申付事  
〔四五オ〕

寛政之御例

一 御留山無之由而茂

御停止木伐荒ル者

前書同断  
尤伐株斗ニ而木品無之節ハ  
雜木伐株を以沙汰可  
致事

寛政之御例斟酌

一 流 木過木伐取ル者

過木取上過料三貫文

但御極印打入以前過木賣拂

おるてハ右代錢上納之上御蔵之財

物を盜取ルケ条を以贖過料差

出シ可申事

○右ケ条寛政ノ山師共流木過木伐取ル

者伐出之過木不殘取上伐出之多少

を以罪を加へルと御座ル得共過木之儀

山師差圖を以伐取ル斗ニも有御座

間鋪杣子共銘々伐取惣高之處ニ至

過木ノ相成ル儀も可有御座在方

ても其村申立ニ寄流木伐取被仰付

村方之者銘々伐取惣高員数之處

ニて過木ノ可相成殊ノ流木之儀ハ伐

取相済山中御極印打入之節過木相

※ ※ ※

追加

頭れ右過木不残御取上に相成<sub>レ</sub>間過  
料一通よて可然奉存<sub>レ</sub>

一 杉檜末木盜取<sub>レ</sub>者  
御定直段半分よ致  
刑を加へ可申事

山中伐荒有之當人  
山下村杉檜<sub>一</sub>本之伐<sub>二</sub>小杉  
百本宛植付雜木<sub>一</sub>本  
之伐<sub>二</sub>小杉五拾本宛植  
附可申付事

相知連不申<sub>レ</sub>節

但植附木之儀植附之多少ニ寄<sub>二</sub>三ヶ

年或ハ四ヶ年五ヶ年七ヶ年迄之内年限

(四六ウ)

相定植附可申事尤被仰付之年限に植

附不申節ハ伐荒相當之あかなひを以過料

上納可申付事

(四六ウ付箋)

「刑輕き様ニ付沙汰之上  
申上<sub>レ</sub>旨」

「此ヶ條沙汰申付置、」

「文化十三丙子年三月十八日

五ヶ年限ニ被 仰付<sub>レ</sub>」

○右ヶ條寬政<sub>一</sub>山中伐荒之有之科入

相知連不申<sub>レ</sub>節ハ伐荒之多少を以山下

村過料可申付と御座<sub>レ</sub>得共其後伺之

※ ※

上杉檜ハ<sub>一</sub>本之代小杉百本雜木ハ  
五拾本宛植附過料被仰付罷有<sub>レ</sub>

然處文化二元子年被仰付<sub>レ</sub>ハ植附木

よて茂御締<sub>一</sub>相成不申<sub>レ</sub>ニ付錢過料

之儀御沙汰被仰付<sub>レ</sub>得共左<sub>レ</sub>而ハ山下及

(四七オ)

潰<sub>レ</sub>村所茂可有御座殊<sub>一</sub>植附木盛

木<sub>一</sub>相成<sub>レ</sub>得ハ往々御益<sub>一</sub>相成<sub>レ</sub>ニ付

植附木是迄之通被仰付右年限<sub>一</sub>植

附不申<sub>レ</sub>節ハ過料上納之儀四奉行

沙汰之通被仰付罷有<sub>レ</sub>

寬政之御例

一 無極印材木賣買致<sub>レ</sub>者

木品取上之上盜物乍  
存賣買致<sub>レ</sub>ヶ條を以  
刑を加へ可申事

(付箋)

「乍存と申儀除<sub>レ</sub>様」

「盜物と乍存賣買

いたし<sub>レ</sub>ヶ條上ニ有、」

(七三)

洪水之節流失木隠揚ヶ致<sub>レ</sub>者

御仕置之事

(四七ウ)

※

〔付箋〕  
「隱木一倍之過料被仰付レ也  
上点羽之通ニ而下ケ条不用  
年相場ニ而可定事」

- 一 洪水之節流木隠揚致ル者過料左之通  
拾本以下 過料壹貫貳百文
- 一 拾本以上 同 壹貫八百文
- 一 貳拾本以上 同 貳貫四百文
- 一 三拾本以上 同 三貫文
- 一 四拾本以上 同 三貫六百文
- 一 五拾本以上 同 四貫貳百文
- 一 六拾本以上 同 四貫八百文
- 一 七拾本以上 過料五貫四百文 〔四八才〕
- 一 八拾本以上 同 六貫文
- 一 九拾本以上 同 六貫六百文
- 一 百本以上 同 七貫貳百文迄ニ而  
免可申事

〔七四〕

田畑之穀物を盜取ル者御仕置之事

安永寛政之御例斟酌

〔七五〕

御定書斟酌

- 一 田畑之穀物を盜取ル者  
入墨之上盜賊之刑  
ル三等重可申付事 〔四八九〕  
追加
- 一 野菜をほしひまニに  
盜取ル者 盜品代錢ノ差積盜賊  
を以刑を加へ可申事
- 一 但入墨許之  
柴草木石之類人功を以  
伐取或ハ積置ルをほしひ  
まニに取ルもの 右同斷罪を  
定ル事
- 一 人を勾引ス者御仕置之事 〔四九才〕  
御定書斟酌
- 一 一人を勾引他領江賣出ル者 斬罪  
但いまた不賣者ハ鞭〔朱律〕三十里追放  
〔付箋〕  
「勾引一件追而」
- 追加  
同御領内江賣渡ル者 徒壹年半  
鞭〔朱律〕三十〔敲〕
- 但いまた不賣者ハ鞭〔朱律〕廿七里追放

※※

一 引者と乍存買受の者 賣渡の者も二等輕可申付事

但於不存ハ御構無之

〔付箋、下〕

〔式百日三十歟五十貫文之當リ〕

〔付箋、上〕

〔乍存之二字相欠雖

買受の賣渡のもの

二等輕也

但書ハ除可然也

〔加書〕「被居置可然也」

〔四九ウ〕

御定書斟酌

一 引れ者と馴合賣遣

分前取れ者

本人之刑も一等輕可申付事

寛政之御例斟酌

一 人を引れに付其者江

疵附れ者

〔宋体〕自國他國之無差別獄門

〔付箋〕

〔はに付并自國他國之

差別差除れ様

其依居置儀伺〕

謀書謀判致れ者御仕置之事

〔七六〕

御定書寛政之御例斟酌

一 奉行諸役人之判を似せ

造諸渡物等盜取れ者

〔加書〕引廻之上〕 當人 獄門 同類 死罪

〔五〇オ〕

但いまた財物を不取得れへハ本人死

罪一等を減し同類ハ徒刑一等

を減し可申事

安永寛政之御例斟酌

似せ印形似せ手紙或ハ

古手形を取扱公私之

物を取れ者

入墨之上錢高を以 盜賊も二等重可 申付事

安永四年

公儀江御問合之点羽斟酌

物取ニ無之申訳之為斗ニ

役所向之手形を謀書

致有合之印形押れ類

〔宋体〕鞭十八 〔敲〕 所拂

〔五〇ウ〕

○寛政にハ盜賊に準し一等を減し可申

事入墨許之と御座れ得共此ヶ条之罪ハ

偽れ處之罪斗にて利欲之心無御座れに付

御定書に随ひ申れ

右同

同格同士又ハ町人同志

右驛之申訳之為斗ニ而役〔朱律〕「十敲」  
〔朱書〕鞭十二〔付箋〕

所向之手形ニハ無之共謀書致ル者〔朱律〕「五一オ」

〔七七〕

巧事かたり事重き〔朱律〕流事

致ル者御仕置之事

御定書斟酌

一 かつ里事之品對上ル者 語り取錢五拾貫文  
以上斬罪

但右以下ハ盜賊之罪ル五等重可申付事

御定書斟酌

巧なる儀を申懸五度以上 金高雜物多少に

金子を語取ル者 よら須斬罪

但四度迄ハ雜物代錢之多少を以盜賊

之刑を加へ可申事 〔五一ウ〕

御定書斟酌

※ 愆而催促ニ逢或ハ預物等

※ 一 届来ル人江申懸致疵附 〔朱律〕鞭三十「敲」  
十里追放

又ハ打擲いたしル者

但刃物トて疵附ルハ、死罪

〔付箋〕「打擲之節申上ル者同」

〔付箋〕「此ヶ条居置ル様同」

御用人

御定書斟酌

一 重き役人之家來ト偽

かたり致候者

〔朱律〕鞭十五「敲」

但取ル物高多き節ハ盜賊之刑を以テ二等

重ク可申付事

〔五一オ〕

〔七八〕

役人を似せル者御仕置之事

寛政之御例

在々通役人を似せ

往來之人馬賄ハ差出

〔朱律〕鞭三十「敲」  
拾里追放

せル者

追加

但賄并人馬ハ不為差出ル共帯刀

之上役人と偽村方之扱ニ成ル者ハ

〔朱律〕鞭廿五「敲」  
〔付箋〕五里追放

○右ケ条安永に有之通役人真似  
馬觸等取扱往來之人馬賄ハ差出  
者ハ斬罪と御座ハ得共寛政之御例之通  
にて可然奉存ハ

(五二〇)

〔七九〕

帶刀致ハ百姓町人御仕置之事

御定書斟酌

一 自分と帶刀いたし

刀脇差取上ケ

罷有ハ百姓町人

叱り

〔八〇〕

似せ金銀を拵ハ者并錢を鑄ハ  
者御仕置之事

御定書寛政之御例

一 贖金銀を拵ハ者并

磔

私ハ錢を鑄ハ者

風流ハ通書

但細工人同罪其餘加談之者ハ徒

牢居

〔三百日〕  
〔通書〕  
老年半鞭三拾可申付事

〔付箋〕

〔細工人加談とも同罪  
伺并但書除可申事伺〕

(五三〇)

※

寛政之御例

一 贖金銀乍存通用致ハ者

〔通書〕  
徒老年半

鞭三十〔敲〕

〔付箋〕  
〔此處斬罪ニ而可然事〕

〔牢居三十日〕

〔八一〕

贖秤贖舛を拵ハ者

御仕置之事

御定書斟酌

一 贖秤拵ハ者

獄門

但懸ケ目違於無之鞭廿四〔敲〕五里追放

右同

一 贖舛拵ハ者

獄門

但入目違於無之ハ鞭廿四〔敲〕五里追放

○右ケ条寛政に私に外秤等を造り置

通用舛を増減致奸曲ハ物鞭六と

御座ハ然共御定書ニ本文之通御座ハ而

〔五四〇〕

舛秤贖造ハ儀ハ御領内ハ限不申

天下一統之御法ニ付御定書之通相定

申ハ尤右之内似せ舛之儀在方商

(五三〇)

賣物より多相用は得共一駄贖秤  
与申ハ焼印等迄似せ捨穀物ハ奸

曲仕は者之儀ニ可有御座奉存は在方

杯之賣物より相用は無極印舛ハ

唯入物之大小を以直段高下相

定は迄ニ而似せ舛と申し無御座は間

右等之分ハ是迄之通よて可然奉存は

〔五四ウ〕

〔八二〕

似葉種商賣致は者御仕置之事

御定書斟酌

一 似葉種商賣致は者

死罪

〔八三〕

賄賂を受不筋之捌扱致は  
もの御仕置之事

〔五五オ〕  
錢高〔朱抄〕五拾貫文以下〔朱抄〕「五敲」

〔朱抄〕  
鞭六〔朱抄〕

寛政之御例斟酌

村役町役之類賄賂を〔朱抄〕「五」老貫文以上〔朱抄〕鞭九五貫文

一 受不筋之捌或ハ扱

每〔朱抄〕一〔朱抄〕等宛重可申付事

以たしはもの

尤百式拾貫文以上死罪之

〔八四〕

賄賂を請は斗よて不筋之捌  
扱無之者御仕置之事

〔五五ウ〕

〔朱抄〕  
代鞭三十〔朱抄〕敲〔朱抄〕徒貳年にて許  
可申事

但何人ハ受は而茂惣錢押合其高

を以罪を定は事若其事重はハ、

最負偏頗ヲ以人之罪を或ハ重し

或ハ軽く致はケ条を以刑を加へ

可申事

寛政之御例斟酌

村役町役之類頼を受

一 賄賂を取候斗ニ而不筋  
之捌或ハ扱不致者

拾貫文以上〔朱抄〕鞭六〔朱抄〕「敲」

拾貫文毎に〔朱抄〕一〔朱抄〕等宛重

可申付事尤百式拾貫文

〔朱抄〕  
〔通書〕  
牢居三百日

以上徒老〔朱抄〕年半〔朱抄〕鞭三十にて

〔朱抄〕  
許可申事

〔朱抄〕  
敲〔朱抄〕二〔朱抄〕て



(八五)

不筋之財物を取る者御仕置之事

拾貫文以下戸ノ廿日

拾貫文以上戸ノ三十日

〔貼紙、朱書〕  
拾貫文以下 戸ノ三十日  
拾貫文以上 五敵  
拾貫文毎ノ一等ツ、重  
可申付事尤百式拾貫文以上  
牢居三百日三十敵ニ而許可  
申事

但何人ノ請ル而茂惣錢押合半分ニ  
致罪を定ル事尤老人ノ請ル半分  
ノ不致事

〔五六ウ〕

○御定書ノ公事諸願其外請負事ホニ而  
賄賂差出ル者并所持致ル者但賄賂受  
ル者其品相返於申出者賄賂差出ル者并  
取持致ル者共村役人ニルハ、役儀取上ケ百  
姓ノルハ、過料可申付事ニ御座ル得与も  
夫ノてハ輕奉存ル間本文之通相定申ル

※

但惣錢半分ニ致罪を定ル事前書  
同様之事尤あたへル者ハ五等輕可申付事

〔付箋〕

「あたへルものハ叱ニ而可然ル 伺」

〔五六ウ〕

寛政之御例斟酌

一 打擲に逢ル者療治代之

式拾貫文以上鞭三「五敵」  
〔朱書〕

外ニ錢をゆす里取ル者之類拾貫文毎に一等重可申

付事尤百式拾貫文以上鞭  
三「敵」  
〔追書〕

三十三里追放にて許可申

事

※

一 之内自分依怙最負

右同断

之多取立理合致ル類

但書前条同断

〔付箋〕

「此ケ條刑輕相見得ルニ付

前条村役町役之類賄

賂ヲ受不筋之捌抜いたし、  
もの同刑ニ而可然歟 伺」

○右ヶ条寛政ノ座贓之刑にて差而

頼合ノ事茂無之通例品財を受ル類

ハ座贓之罪ノ可行事と御座ル得共右

躰之類為差御取扱ノ相成ル儀も無

御座ル間此度評議之上右之通相定

申ル

〔五七オ〕

〔八六〕

賄賂之約諾致ル者御仕置之事

寛政之御例

一 賄賂之約諾いたし以また財物手

ノ入不申共事を枉ル者ハ賄賂を受

不筋之捌扱致ルヶ条ノ準シ一等輕

可申付事約諾而已ニ而事を枉不申ル

得ハ賄賂を受不筋之捌扱不致ヶ

条ニ準シ一等輕可申付事

〔五七ウ〕

〔八七〕

賄賂を贈ル者御仕置之事

右同斟酌

一 下之者頼事有之賄賂を贈ルて

法ヲ枉ル事を得ルヘハ差出ル錢高を以

不筋之財物を取ルヶ条ニ準シ刑を

加ヘ可申事枉ル事無之ルヘハ右之刑ル

三等輕可申付事尤枉ル事重クルハ、

重き方ノ沙汰可致事若上テ

人強ルテ無抛差出ルハ、御咎無

之事

○御定書ノ公事諸願其外請負事

等ニ付賄賂差出ル者并取持致ル者輕

追放但賄賂請ル者其品相返シ

於申出ル賄賂差出ル者并取持致ル者

共村役人ノハ、役儀取上百姓ニルハ、

過料可申付事と御座ル得とも寛政

之御例之通錢高を以刑を定ル方

可然奉存ル

〔五八ウ〕

〔八八〕

茂合取立私曲致ル者御仕置之事

寛政之御例

一 茂合錢為差出私曲致ル者

但音信ノ相用自分遣不申共同様之事

※

賄賂を受不筋之捌扱致ルヶ条ニ準シ錢高を以刑を加ヘ可申事

〔五八オ〕

(五九才左衛門尉)  
「直り有」

〔八九〕

拾ひ物致不訴出者御仕置之事

御定書斟酌

拾ひ物致不訴出儀

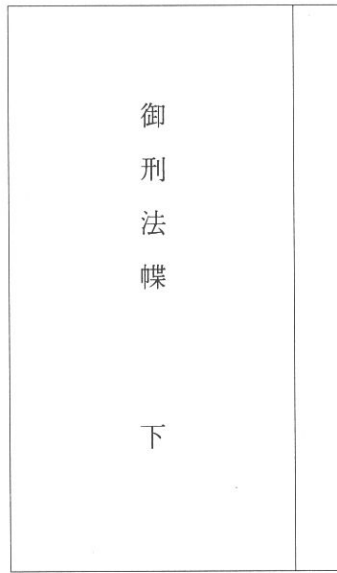
拾ひ物取上

一  
頭よおるてハ

過料老貫式百文

〔五九ウ〕

〔五九才〕



[縦 23.3cm 横 17.0cm]

〔九〇〕

宿意を以人を殺ゆ者并  
疵附ゝ者御仕置之事

御定書寛政之御例斟酌

一 宿意を以  
人を殺ゆ者

張本人  
獄門

○御定書に差圖を致し

為殺ゆ者下手人与御座ゝ者本文  
之張本人ニ相當申ゆ安永に遺

〔一才〕

一五二

根在之殺ゆ者ハ下手人と御座ゆ

猶亦御定書に人を殺ゆ者下  
手人と斗御座ゆ得共<sup>〔通〕</sup>之

喧嘩打擲ホニ而之人殺之趣ニ

相聞得申ゆ子細は御定書あ<sup>〔通〕</sup>バ連

者御仕置之ケ条に遺恨

を以拾人以上徒黨を結び狼藉

之上人を殺に於ては頭取獄門

但人に疵付ゆにおるては頭取

死罪と御座ゆ亦人殺之ケ条に

自分之悪事可頭を厭ひ其

人を殺或は僉議ニ<sup>〔通〕</sup>多る人を

遺恨を含切殺ゆ者は獄門と

御座ゝ右之趣を評議之上

前書之通相定申ゆ

安永寛政之御例

一 同加談致手傳人を殺ゆ者

斬罪

○御定書ニ差圖を受け人を殺

ゆ者は遠嶋と御座ゆケ条は

安永には人に被頼人を殺ゆ者ハ

〔一才〕

〔一才〕

斬罪と御座ゆヶ条并寛政ニ

加談致手傳人を殺ゆ者は

斬罪と申ヶ条と同然ニ御座ゆ

然共差圖を受人を殺ゆ而茂

人を殺ゆ上は下手人難遁

と存、間安永寛政之御例に

随ひ申候

御定書寛政之御例斟酌

一 同加談斗ニ而不致手傳者并

人殺之致手引不致手傳者

御定書に人殺ニ手傳は不致ゆ

得共荷擔以多しゆ者中追放

尤人殺の手引致ゆ者は遠嶋

但殺しゆ當人欠落い多し

於不出は下手人と御座、得共

跡る當人出ゆ而も其節ニ至

活命難相成儀に付徒敲ニ而

可然と存、

右同

一 同疵附、斗ニ而不死時は

張本人

斬罪

※

(二ウ)

(三オ)

(三ウ)

〔付箋〕

「於江戸表御問合之所左ニ

〔同〕

永牢か」

〔通書〕「牢居三百日」

但加談致手傳、者は徒一年

半三十敲

○御定書ニ自分の悪事可願を

厭ひ其人を可致殺害として

疵付或は詮議<sup>〔志〕</sup>たる人を

遺恨を合手疵負せゆ者死

罪と御座、は本ヶ条之張本人

ニ相當ゆニ付本文之通相定申ゆ

寛政之御例

張本人

一 同疵付不申ゆとも其

事を行ひゆ得者

加談手傳之者

右同

一 右之張本人は多とひ其場に不臨

ゆ共本罪前書同然之事加談之者ハ

其場に不臨、得者其場に臨ゆ者ハ

罪一等を減可申事

(四オ)

(四ウ)

○御定書に致差圖人を殺ゆ者ハ

下手人と御座ゆケ条は則右之

張本人相當申ゆ

右同

人を殺しこ連によつて

張本人加談人

財宝を取ゆ者

不殘

磔

※

〔下ケ札〕

〔於江戸表御問合之処左ニ  
獄門カ〕

〔五才〕

右同

右同加談人之内財物を

分け取不申ゆ得者

斬罪

〔九一〕

宿意を以主人或は主人之親族

古主を殺ゆ者亦ハ為手負ゆ者

御仕置之事

御定書并安永寛政之御例斟酌

一 主 殺

一日引廻二日肆

鋸曳之上 磔

御定書安永之御例

一 主人に為手負ゆ者

肆之上 磔

〔五ウ〕

○右ケ条安永之御例ニ肆之節

鋸引立札ニ不及磔と御座ゆ

寛政ニは肆不申ゆ御定書

安永之通御座ゆ

御定書寛政之御例斟酌

同切〔五ウ〕可〔五ウ〕、里打可〔五ウ〕、りゆ者并

打擲以多しゆ者

獄門

○右ケ条御定書ニは死罪

寛政には殺害之事行ひ

ゆ得者磔打擲致ゆ、得者

獄門と御座、然処主人に

疵附、得者肆之上磔

古主に切か、里打か、り

ゆ者死罪に付右両様斟酌

酌仕ゆへ者此獄門ニ而可然と存ゆ

〔六ウ〕

追加

一 人を頼主人を殺ゆ者

自身主人を  
殺ゆと同罪

安永之御例

一 同被頼ゆ者

獄門

〔六オ〕

御定書安永寛政之御例

一 主殺之者自滅に於るて者 凡例に出之

御定書安永寛政之御例斟酌

一 主殺之者之悴

家屋鋪取上家財  
欠所之上十里追放

但十五歳以下ニハ、追放之儀

申渡身寄之者共江預ケ置十五歳ニ

相成追放可致事

(七オ)

○公義御定書ニは主殺親殺科人

の子は伺之御仕置可申付

親類者構無之由得共所江預置

悪事之企不存ニ決ハ、可差赦

ハ此外火罪礫ハニ成ハ者の

子とも構無之事と御座

安永には主殺親殺之子

(七ウ)

男子十五歳以上ハ重鞭刑

追放十五歳以下は鞭刑追放

被仰渡身寄江御預十五歳ニ

相成重鞭刑追放と御座

寛政には主殺親殺之妻子

を追放家屋鋪家財欠所

但別居之子は御用捨之事と

御座、然如御定書之内御仕置ニ

成ハ者之悴出家願出、与前書ニ

申上、御書付之主殺親殺の

子は伺之上御仕置可申付事と

申ケ条与引合仕、ハハ主殺親殺

科人の子之内悴主人御仕置被仰付

ハ事と奉存ハ間此度右之趣に

随ハ相定申、

安永寛政之御例

一 主人を怪我ニ而殺ハ者 斬罪

(八ウ)

右同斟酌

一 同怪我ニ而疵附、者 (通書) 牢居三百日

(通書) 徒老年半

三十敲

御定書斟酌

一 主人の親類を殺ハ者 獄門

追加

但親類とは服忌有之者并重キ

縁類ハ時宜之御沙汰可有之事

右同斟酌

一 主人之親類江為手負<sub>レ</sub>者 斬罪

右同斟酌

一 同切可<sub>レ</sub>、里打可<sub>レ</sub>、り<sub>レ</sub>者 鞭三十  
徒貳年  
〔兼〕  
〔重〕

〔牢居三百日〕

○右ケ条御定書に兼而巧<sub>レ</sub>

事ニ<sub>レ</sub>ハ、死罪と御座、得共評議  
之上、一等軽く相定申、

〔九才〕

御定書

一 古主を殺<sub>レ</sub>者 肆之上 磔

右ケ条安永<sub>レ</sub>ハ當主人を殺<sub>レ</sub>と

同罪ニ御座、寛政ニ者肆不申、此

ケ条御定書之通ニ御座、

同斟酌

一 同為手負<sub>レ</sub>者 獄門

右ケ条安永ニ本主人を致殺害

と<sub>レ</sub>同罪と御座、御定書ニは引廻之上

磔と御座、得共評議之上獄門ニ相定申<sub>レ</sub>

〔九才〕

右同

一 同切可<sub>レ</sub>、り打可<sub>レ</sub>、り<sub>レ</sub>者 〔兼而巧<sub>レ</sub>事ニ有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>ハ、  
死 斬罪  
〔兼〕  
〔重〕當座之事ニ有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>ハ、  
徒二年三十敲

〔牢居三百日〕

○右ケ条御定書ニ死罪と御座、得共

前書同様評議之上、同様ニ相定申、

〔九二〕

宿意を以親或は親族を殺<sub>レ</sub>者并  
手負せ、者御仕置之事

安永寛政之御例

一 親殺 一日引廻、一日肆  
鋸引之上 磔

右ケ条御定書ニ引廻之上磔と御座、得共

安永寛政之御例共主殺同様ニ御座、旨

〔一〇才〕

に付右之通り相定申、

御定書安永寛政之御例斟酌

一 親江為手負<sub>レ</sub>者 肆之上 磔

右ケ条御定書ニ磔と御座、寛政ニハ

疵附不申、共謀殺を行ひ<sub>レ</sub>へ者



磔と御座、得共前書之主へ手負せ、  
者と同様に付右之通相定申、

御定書寛政之御例斟酌

同切可、里打可、里、者 肆之上  
并打擲以多しゆもの 磔

(一〇ウ)

右ケ条安永ニ無御座、御定  
書には死罪と寛政ニ者磔と  
御座、得共評議之上獄門ニ相定申、

御定書安永寛政之御例斟酌

一 類  
親殺之者之悴 家屋鋪取上家財  
欠所之上 十里追放

但十五歳以下ニゆハ、追放之儀

申渡身寄之者へ預置十五歳

ニ相成り可致追放事

右親殺之者之悴御仕置之儀

委細主殺之者之悴御片付

方之処ニ申上、通ニ御座、

(一一オ)

御定書安永寛政之御例

一 親殺之者自滅に於るては 凡例ニ出之  
寛政之御例

※

一 親を怪我ニ而殺、者 斬 罪  
追加

但怪我ニ而之證捩慥ニ而被殺ゆ者  
の親或は兄弟ヲ助命之願於申出ハ  
時宜御沙汰之事

〔付箋〕

「假令怪我ニ而も親を殺ゆハ、  
斬罪ニ被 仰付ゆ様隨而  
但書ハ削ゆ様 御用人」

(一一ウ)

○怪我ニ而親を殺ゆ者之儀与得  
沙汰仕、処其者常之之行跡ハ  
不宜者は格別孝心之者にも

右躰怪我在之間鋪儀にも無之

御座、様に奉存ゆ処右躰之科ニ

より其子斬罪相成、儀者被殺

ゆ者之本意にも有御座間敷哉ニ

奉存、間右之通相定申、

(一一オ)

安永之御例斟酌

〔通書〕「牢居三百日」

一 親を怪我ニ而疵附、者 徒壹年半  
三十敲

安永之御例

但親之願により御用捨之事

寛政之御例

一 祖父母以上并妻夫之 引廻之上 磔

一 祖父母或は夫を殺ゆ者

但母方之祖父母同様之事

同斟酌

一 同為手負ゆ者 獄門 (二二ウ)

(以下、別筆)

右同

一 同切可、里打可、里ゆもの 斬罪

安永寛政之御例斟酌

一 伯叔父姑姉を殺、もの 磔

御定書ニ引廻の上獄門と

御座、得共磔にて可然奉存、

御定書斟酌

一 同為手負、もの 斬罪

右ケ条寛政ニ者獄門と御座、得共

上ケ段々次第仕、得者此所斬罪ニ而

宜様奉存、 (二三オ)

寛政之御例

一 同切可、里打可、里ゆもの

〔連書〕「牢居式百日」  
〔重書〕「徒壹年  
三十敲」

右同

一 子并孫ヲ殺ゆもの

〔牢居三百日〕  
「徒壹年半  
三十敲」

安永之御例斟酌

但偽をいたし銭を添貴ゆ養子

を殺ゆもの死罪

右ケ条之内御定書ニ孫を殺、者

之刑無御座、安永ニ子をころし

ゆもの不及解死人時宜御沙汰

(二三ウ)

と御座、猶又御定書ニ實子

養子短慮ニ而風と殺、ハ、遠嶋

親方の者利徳ヲ以殺、ハ、

死罪と御座、得とも実子ニ御座、得者

子の為ニ親ヲ下手人ニ仕、儀ハ相當

不申儀と奉存、間右ニケ条相定申、

寛政之御例

一 弟妹甥姪ヲ殺、もの 斬罪

※

○右ケ条御定書ニ前書脇書之通

※

子ヲ殺、同様ニ御座、安永ニ者弟を無

故我俣ニ殺、ものは斬罪と御座、

〔二四オ〕

得共是又寛政の御例ニ而宜様

奉存、

〔二四才、付箋〕「死罪ニ可被、仰付ゆ哉」

〔二四才、付箋〕「但書ケ条除可然ゆ」

〔二四才、下ヶ札〕「於江戸表御問合之処左ニ

永年か」

〔九三〕

宿意を以師匠を殺、もの并

疵付、もの御仕置之事

御定書

一 師匠を殺、も能

磔

右ケ条寛政ニ者打擲の上殺、

得者磔と御座、

同

一 同為手負、も能

死罪

〔二四ウ〕

〔以下、別筆〕

〔九四〕

宿意ヲ以支配ヲ受ゆ頭分ノ者

殺ゆもの并疵付、者御仕置事

寛政之御例

一 支配ヲ受、頭分ヲ殺、もの

獄門

右ケ条御定書ニ支配を請、名主

ヲ殺、者引廻の上獄門と御座、

寛政之御例

一 同為手負もの

死罪

〔二五オ〕

〔九五〕

一家ノ内三人ヲ殺ゆ者御仕置事

一家之内死罪あらざる人

引廻の上

一 三人ヲ殺并人の支體を

磔

切ほときむこく致殺害、者

但妻子ハ遠嶋追放致加談ゆ者并

致手傳ゆものともニ獄門

〔九六〕

咒詛調伏毒薬ヲ以テ人ヲ

殺、者并苦しめゆ者御仕置事

〔二五ウ〕

寛政之御例

一 咒詛調伏ヲ以テ人ヲ

宿意ヲ以人ヲ殺

一 殺さんと者（はど）可（よ）り（ゆ）ぬもの

さんと者可（よ）り（ゆ）ぬケ条  
ヲ以テ罪ヲ加ヘ可申事

右同

一 同唯人ヲ苦めんと謀ゝ者

前書ノ刑より  
二等ヲ減し（ゆ）事

※

〔付箋〕  
「一等を減可然（ゆ）」

御定書

寛政之御例斟酌

一 毒葉ヲ以人ヲ殺ゝ者

獄門

御定書斟酌

一 同毒葉ヲ用（ゆ）得共

〔通書〕「牢居三百日」

一 其者於不死者

〔通書〕  
〔無注〕 徒一年半  
〔貼括〕 鞭三十敲

寛政之御例

一 右同葉ヲ買（ゆ）て

〔貼括〕 鞭三十敲

一 いまた不用もの

十里追放

寛政ノ御例斟酌

一 毒可（ひ）ニ相用（ゆ）儀乍存

本人同罪

一 毒葉ヲう（り）ぬもの

但不知時は御咎無事

〔九七〕

喧嘩打擲ニテ人ヲ殺ゝ者

安永寛政之御例斟酌

一 喧嘩打擲ニテ人ヲ殺ゝ者

斬罪

一 同謀て人ヲ打擲いたし依之死ニ至り（ゆ）へ共

一 急所ノ疵ヲ得させ（ゆ）ぬもの可致解死人事

〔二六ウ〕

御定書寛政之御例斟酌

但最初事ヲ企ゝものハ徒一年半

三十敲余人は何れも十五敲尤急所

の疵ヲ附ゝ者不相分節初発打可（ゆ）里

ぬ者ヲ可致下手人事

相手方親類村役名主

御定書斟酌

金儀の上被殺ゝもの

一 相手より理不盡の儀ヲ

〔宋書〕 平日不法者ニ相違於

一 仕懸不得止事於切殺ハ

無之ハ「牢居三百日」

〔無注〕 徒一年半

三十敲

御定書

但御家中召仕、者ハ被殺ゆ者の主

人より願無之ゆ而ハ仮令親類ホ

願ゆ共差許申間敷事

〔二七オ〕

〔九八〕

危キ仕業ヲいたし人ヲ殺、  
もの御仕置之事

寛政之御例

危キ仕業ヲいたし

人ヲ殺、もの

打擲ニテ人ヲ殺、  
と御仕置同様事

〔九九〕

人多（たむ）可（たむ）へいたし別人ヲ殺、者  
御仕置之事（重）

寛政之御例

喧嘩ホニより傍ノ人ヲ

殺或は疵付、もの

右同

打擲ニテ人ヲ殺、と  
御仕置同様事  
〔二七ウ〕

謀て人ヲ殺さんとして

あや満（ま）つて別人ヲ殺ゆか

或は疵付ゆもの

人殺（ノケ条）ヲ。以テ  
可致沙汰事

〔二〇〇〕

怪我ニ而人ヲ殺或は疵付、者  
御仕置事

御定書安永寛政ノ御例對酌

怪我ニテ人ヲ殺、可或者

疵付、もの

吟味の上あやまちニ無

紛并怪我人の親類

存念相尋の上あ可

なひヲ取其者へ

被下、事

〔二八オ〕

〔二〇一〕

罪有之妻妾ヲ殺、もの  
御仕置之事

一 妻妾夫之祖父母父母ヲ打擲ニより

其夫（ご）古れヲ打依而死ニいたりゆ得者

御構無之若又右之事ニ付強テ恣ニ

殺、ものハ「鞭」十五敲（鞭）

但外の罪（と）ニより打殺、ハ、可為

下手人事

一 夫妻ヲ打擲し或は罵等致ゆニ寄

其妻妾自殺致、者不及沙汰事

〔二八ウ〕

〔二〇二〕

離別の妻江疵付、者御仕置事

料

御定書斟酌

一 離別の妻ニ疵付、者

乞食手へ  
下ケル様

資

〔一〇三〕

弓鉄砲ニテ人ヲ殺、者御仕置事

御定書寛政之御例斟酌

吟味の上あやまちニ無紛

一 弓鉄砲ヲ放しあや満ち

并怪我ノ親類存念相

一 にて人殺、もの

尋ひ之上怪我ニテ人ヲ  
殺、ケ条ヲ以テ刑ヲ加

可申事

一 定り多る矢場鉄砲場ニ而外より不慮ニ

人參り加、里若矢玉ニ當り多とひ其人

死、共不及咎三十日遠慮之事

〔一九〇〕

〔一〇六〕

辻切致、者御仕置事

御定書斟酌

※

一 辻切いたしゆ者

引廻の上  
獄門

〔上、付箋〕

〔引廻死罪如何〕

御定書ニ引廻の上死罪と御座、へ共

重罪ニ付キ前書の通相定申、

〔一〇七〕

僧侶人ヲ殺、節并疵付、節御仕置事

御定書

一 僧侶人ヲ殺疵付、科俗人ニ替無之、

但寺持は一等重く可申付事

〔一〇八〕

人殺致内済ゆ者御仕置事

御定書寛政ノ御例斟酌

一 祖父母父母人の為ニ

〔墨抹〕徒一年半

殺されゆヲ致内済ゆ者

三十敲

但村役町役致加談ゆ者歟又ハ乍存於

不訴出ゆ者過料三貫文五軒組合壹軒

与り過料三貫文

寛政之御例斟酌

一 夫被殺、ヲ致内済、者

〔追筆〕「牢居三百日」  
〔墨抹〕徒一年半  
三十敲

但村役町役五軒組合過料右同断

右同

一 伯叔父姑兄姉夫ノ父母

廿七敲

被殺、を致内済、もの

七里追放

但書右同断

〔二〇〇〕

※

御定書寛政之御例斟酌

- 一 子孫人の為ニ被殺、ヲ  
内済ニいたしゆもの 九 敲

但村役町役五軒組合過料右同断

〔付箋〕

〔御定書斟酌〕

- 一 邪曲越以輕キ親類縁者  
人を殺ゆ義内證ニ而取扱事済ゆ者  
但村役町役五軒組合過料上同断

過料

弐貫文

」

御定書ニ邪曲ヲ以テ親類縁者人ヲ

殺、ヲ内證ニテ取扱事済、者過料と

御座、得共親類ノ分ハ互ニ相隠、ハ

人情ニ御座、処重キ親類の間ニテ

相顕、節御咎被申付、而者人情ニ

相反ゆニ付寛政之御例ニ随ひ重キ親類

の分悪事<sup>レ</sup>在之ゆて相隠ゆ而も御咎

無之ケ条も出、儀ニ付此度沙汰の上

此所輕キ親類縁者と相定申、

二〇七

御定書寛政之御例斟酌

- 一 人殺ヲ致内済、者  
本人三敲  
村役町役五軒組合  
致加談ゆ欺又ハ乍存  
於不訴出ハ村役町役ハ  
過料三貫文五軒組合  
過料右同断

御定書ニ人ヲ殺ゆ者ヲ取扱ゆ者

有之内證ニテ事済し殺ゆ者ヲ為立退

ゆ儀と乍存於訴出ハ名主追放

組頭所拂と御座、右同御定書

ニ親被殺を死骸見届、得共物

入ヲ厭ひ村役人ホ相談の上於

不訴出ハ當人遠嶋名主輕追放

組頭所拂と御座、得共人殺内済能

内祖父母以下血縁の者被殺ゆを

他人ヲ殺されゆ内済同様御刑法を

相立、而は不相當ゆ様奉存、間寛

政之御例ニ随ひ此度親族被殺、

節致内済、親類の輕重ニ随ひ

夫々御刑法相定申、

二一〇

寛政之御例

一 人殺の内済賄賂ヲ取、もの錢の高ヲ

以テ盜賊ニ準重キ方にて可致沙汰事

右同

一 父母殺されゆを致

内済賄賂ヲ取、者

斬罪

右同

一 同居或は同行の人初る其

人ヲ謀て害せんとするを乍存

十五敲

不留者并被殺、後不訃

出者

御定書

一 家焼失の時親焼死

ゆを捨置逃出ゆ者

死罪

但祖父母伯叔父母兄弟姉ヲ焼死

於為致ゆ者二十四敲五里追放

御定書ニ酒狂人御仕置并乱氣にて

人ヲ殺、者のケ条ニ酒狂にて人ヲ殺或は

疵付、得者本性ニ而致、者と御刑法同様

尤被殺ゆ主人親類ハ下手人御免の願

※

申出ゆとも取上申間敷事と御座、乱氣

にて人ヲ殺、者下手人然共乱心の證

抛慥ニ有之上殺されゆ者の主人并

親類ハ下手人御免の願申出ニおゐてハ

遂吟味可相回事但主殺親殺多りとも

乱氣於無紛ハ死罪と御座、左、得者

主殺親殺ニ無之ゆ而も乱心にて人殺之

分も活命ニ相成、儀文面志かと

相分不申殊ニ酒狂乱心之儀ハ於考量も

難相定且又虚実も分明ニ相分不申

ゆ儀ニ付人殺ノ者如何様ノ取巧にて

酒狂乱心と偽、義も可有御座ゆ哉も

難斗奉存ゆ仮令殺されゆ者の主人

親類ハ下手人御免の願申出、とも

公義ニおゐて活命難被仰付筋ノ者ニ

奉存、間平氣にて人ヲ殺、同罪ニテ可

然奉存、安永ノ御例も平氣ニ殺、と

同罪と御座、寛政ニは乱心もの

廃疾と同様御座、得共酒犯之ケ条

無御座、義は人ヲ殺又は疵付、類



〔以下、別筆〕

〔一〇九〕

喧嘩打擲御仕置之事

御定書に口論之上人に疵付致  
 片輪ゆもの中追放但渡世も難  
 成ほと片輪ニ致ゆハ、遠嶋  
 人ニ疵付ゆ者療治代疵之多少ニ  
 不依町人百姓とも銀壹枚と御座ゆ  
 得とも右ヶ条斗ニ而ハ致打擲ゆ  
 者御座ゆ節何ほと疵ハ片輪  
 又は渡世難成と申儀見切茂

酒狂といへとも本罪を軽く仕、筋無  
 御座、故ニ可有御座哉ニ奉存、隨而酒狂  
 ケ条相立不申ゆ乱心者之儀者  
 片輪者のヶ条ニ差出申ゆ

〔三三三〕

〔二二ウ、付箋〕

- 一 酒狂ニ而人を殺ゆ者ハ  
 平人同様之事  
 但乱心ニ而人を殺ゆものハ  
 片輪ものを以沙汰可致

事

〔二四オ〕

難相成且又片輪ニも色々次第  
 御座ゆ故其時々區々之沙汰も  
 可有御座奉存ゆ間寛政之御例ニ  
 隨ひ委敷ヶ条を相定申ゆ  
 寛政之御例

- 一 手足或は外之物を以  
 人ヲ打擲以多しゆ者

右同

戸ノ十日

戸ノ廿日

〔二四ウ〕

但打ゆ處破連春とも青赤ニ腫  
 ぬを疵と定ゆ事

右同

九 敲

- 一 血鼻口之内ゆ出  
 或は内損血を吐ゆ者

右同

右同断

不浄之物を以人之  
 頭面を汚ゆもの

右同

齒一枚或は手足之

一指一本を折目片方を

傷并耳鼻を傷ゆ者

拾五敲

(二五オ)

寛政之御例

湯火を以テ人を傷ゆ者并

一 不浄を以人の口鼻之内へ

拾五敲

入ゆもの

右同

一 齒式枚指式本以上折ゆ者

拾八敲

右同

人之骨を折或両眼を傷

一 或は婦人之胎を墮し并

廿四敲

一切之刃物之切疵は

但兵器ニ而も柄を以テ打ゆ類ハ刃物ニ

は無之事

右同

手足片方を折或は

一 目片方を潰しゆ者

三十敲

拾里追放

(二五ウ)

右同

両手足を折或は両眼

を潰し或ハ持病ハ有之

一 所是に与り片輪ニ至らし

めゆ者并人の陰陽を傷

ゆ者

〔徒老年半〕  
三拾敲

但右科人之家財半分を以

疵を得ゆ者江被下ゆ事

右條々之科人大勢ニて狂ゆ節付ゆ疵

を以て右之ヶ条ニ引合夫々之刑を可

行事打擲致ゆ而も疵付不申者ハ戸ノ

廿日にて許可申事尤疵付ゆ者之内重

き疵を付ゆ者を本人と定本趣意

企ゝ者ハ疵付ヶ不申ゆハ、本人ハ一等輕

く申付事

寛政之御例

一 喧嘩ニ而双方疵を得、節双方之疵相改

疵之輕重ニ而罪を定ゆ事尤跡る手を

下し理直キ方は二等を減可申事

(二六ウ)

(二六オ)

御定書安永之御例斟酌

喧嘩口論にて人ニ疵付

一 不申ハ共諸道具を痛

ム者

痛損ノ道具代  
為差出

戸ノ十五日

(一一〇) 疵療治之事

寛政之御例

一 疵を蒙リム者日限を立致打擲ム者

療治致さしセ可申むる事日限之内死ム得者

打擲之者可為解死人事若日限之内

ニ而も疵平愈致、断差出ム後餘病

ニ而死ムヘ者唯打擲の罪を加ヘ可申事

御定書に手疵負ム者元

及死ム疵にて無之處平愈迄之

内に余病差発死ム得者弥遂

吟味余病ニ而死ニ於紛無之ハ

相手下手人ニ不及事と御

座ム

(一七オ)

(一七ウ)

寛政之御例

一指毫本を折ム以上之疵日限之内療治ニ而

平愈致ムヘ者罪二等を減ヘし日限満る

日迄平愈無之者は右之本刑を相用ム事

婦人之破産并病氣平愈ニ而も痼疾

ホニ至、得者罪減し申間舖事

右同

一 手足其外之物にて軽きホ疵ハ廿日限

金創火毒ハ三十日限り手足を折骨痛

婦人之墮胎ハ五十日切り

右同

争論に依而人を縛り打擲し

或ハ於私家人を押籠ム致ム者

但疵重ク内損吐血以上ニ至ムヘハ打

擲之刑より重ク可申付事尤自分

手を下し不申ムとも差圖致ム者

本罪に可致事差圖を受手を

下しム者一統マツ輕ク可申

付事

(一八オ)

(一八ウ)

料 (一一一)

主人下人を致打擲ゆ者并主人怪我にて下人を殺ゆ者御仕置之事

資

寛政之御例

一 主人下人を致打擲ゆ者

輕キ疵ハ不御沙汰  
事折傷以上之疵  
者平人打擲る四等  
輕く可申付事死  
至りゆへハ十八敲所拂

一 同怪我にて殺ゆ者

不及御沙汰事

(一一二)

妻妾夫を致打擲ゆ御仕置之事

同斟酌

一 妻夫を致打擲ゆ者

十五敲

(一九オ)

折傷以上之疵ハ平人  
る三等を加へ可申事  
目片方を潰ゆ以上  
ハ斬罪死ニ至りゆへ者  
磔

但妾は夫并妻を打擲致ゆ得ハ

妻夫を致打擲ゆ罪より一等重ク

可申付事骨を折両眼を破ゆへ

者斬罪死ニ至りゆへハ磔

右同

一 夫妻を致打擲ゆ者

折傷以上ニ阿らさ連者御  
沙汰不及事右以上は  
平人打擲る二等輕ク  
可申付事死ニ至りゆへ  
ハ死罪

(一九ウ)

但妾を致打擲折傷以上ニ至り

ゆ得者亦二等輕く可申付事

死ニ至りゆ得者三十敲拾里追放

一 同怪我ニ而殺ゆ得者

不及御沙汰事

一 妻之妾を打擲致ゆ者夫之妻を致打

擲ゆ同様之事怪我ニ而殺ゆへ者其證據

分明に於るてハ御沙汰ニ不及事

(三〇オ)

(一一三)

親屬之打擲御仕置之事

寛政之御例

(追筆)

一 伯叔父姑姉姉を致打擲ゆ者

廿七敲  
七里追放

但疵付、へ者三十敲拾里追放折傷

〔牢居三百日〕

は徒一年半三十敲刃傷并手足

を折目片方を潰したる以上者  
斬罪死ニ至りゆへハ獄門怪我ニ而殺

し或は疵付、者ハ宿意を以殺シ

亦是疵付、者之刑ハ二等輕ク

可申付事尤阿（あ）可（あ）な（あ）ひ（あ）には相

成可たき事

〔三〇六〕

寛政之御例斟酌

祖父母を致打擲（あ）ひ者并

一 妻として夫之父母を致

斬罪

打擲（あ）ひ者

但死ニ至、得者獄門怪我ニ而殺シ

いへ者怪我ニ而父母を殺シ（あ）と同様之事

寛政之御例

一 弟妹甥姪を打擲

ニ而ころし（あ）いもの

三拾敲  
拾里追放

但怪我ニ而殺（あ）ひ者證據於分明者

不及御沙汰事

〔三一〇〕

一 子孫を打擲ニ而殺（あ）ひ者

拾五敲  
繼母ハ一等重ク  
可申付事

但子孫祖父母父母を罵り或は

打（あ）いにより依之子孫を致打擲

死ニ至りいへハ不及御沙汰事

怪我ニ而殺（あ）ひ者是同様之事

〔二一四〕

師匠を致打擲（あ）ひ者御仕置之事

寛政之御例斟酌

一 師匠を致打擲（あ）ひ者

平人ハ二等重ク  
可申付事

〔二二〇〕

〔以下、別筆〕

〔二一五〕

父母人に打擲せられ其子孫返し

打致（あ）ひ者御仕置之事

寛政之御例

一 祖父母父母人の為に打擲

せられ其子孫救（あ）ひために

返し打を以多し（あ）い者

輕き疵は御沙汰  
不及折傷以上ニ至  
いへは平人打擲（あ）  
三等輕ク可申付事  
死ニ至、へ者可為  
下手人事

〔二一六〕

支配を受（あ）い頭分を致打擲

い者御仕置之事

追加

支配を受<sub>レ</sub>頭分を  
打擲以多し<sub>レ</sub>者  
平人之打擲より  
三等整く申付  
遍き事

(三三〇)

(二一七)

訴訟御仕置之事

一 諸願申出、者一通吟味之上難成願は  
其趣<sub>(五)</sub>聞重而願出、ハ、咎可申付旨  
急度申付其上願出、ハ、十五日戸<sub>ノ</sub>  
可申事

但支配頭江願出無取上儀に付

戸<sub>ノ</sub>申付、処達而箱訴并御役人江  
訴訟ニ罷出<sub>レ</sub>ハ、奉行ニ而遂吟味  
弥於難<sub>(マ)</sub>は願<sub>レ</sub>ハ三十日戸<sub>ノ</sub>可申付事  
尤願可相立筋を支配頭ニ而取押

(三三一)

置或は支配頭非道之取扱有之  
訴出<sub>レ</sub>類は可為格別事

御定書

一 親子兄弟其外之親類ニ而茂御咎  
御免之願は再應願出<sub>レ</sub>とも不及咎事

右同

一 惣而願之儀筋違申出、ハ、其筋之支  
配頭江願出、様申付、上再應申出、ハ、  
其筋江遂對談難立願ニ而無取上  
部は其筋之支配頭ニ而相應之とかめ  
可申付事

(三三〇)

但難立願奉行支配頭ニ而無取上  
之旨申渡、処同役江右之趣於  
申出者寺院は押込町人百姓は  
戸<sub>ノ</sub>亦是過料可申付事

御定書

一 親類縁者之由ニ而訴状差出、節  
當人難願出<sub>レ</sub>も無之<sub>レ</sub>者當人江  
為願可申旨申渡取上申問敷事

(三三一)

右同斟酌

難立願度々箱訴

弘前住居之者ハ

いたし<sub>レ</sub>咎被仰付、処

弘前拂  
在方九浦<sub>レ</sub>者ハ

又<sub>レ</sub>右之儀訴状入<sub>レ</sub>者

弘前御構

一 無名ノ訴状投文致、者

十八敲  
所拂

〔二一八〕

但訴状之趣取上沙汰仕

間敷事

〔三四オ〕

不実の事を訴ひ者御仕置事

寛政之御例斟酌

不実の事を申出

一 人を罪ニ落さんと

春するもの

五敲の罪を訴出、者ハ  
六敲之刑ニ可行事  
何れも申出、刑らふ  
一等重可申付事

〔追事〕

〔牢居三百日〕

但死罪之事を訴出、者は徒

一年半三十敲ニ可申付事

御定書ニ遺恨を以人の悪事

偽之儀を志た、め張札またハ

捨文いたし

ひ者死罪ニ及へき程之儀認、ハ、

〔三四ウ〕

中追放

御褒美取廻き巧ニ而偽能致訴

人ひ者は敲の上中追放

人を殺ひ旨申懸い多しひ者一

通り申懸、ハ、重追放但深き巧事ニ

前同

有之ひハ、遠嶋猶品重きは

死罪と御座、へ共寛政之御例

斟酌仕右之通相定申ひ

〔三五オ〕

一 若被訴人御沙汰既ニ極り其罪ニ

被行ひ儀不実之事顕ひへ者罪ニ

被行ひ者ノ刑与り三等重可申付事

但三十敲徒一年半ニ而減可申事

〔追事〕〔牢居三百日限〕

尤被訴ひ者死罪に被行ひへ者

獄門

寛政之御例斟酌

一 若二ヶ条訴ひ節軽き事ハ実にて

重き事は偽り或は一事ニ而茂軽事を重く

申出、者敲数之内実事之分を差引

〔追事〕鞭

残分敲数を以刑ら行ひ事

〔追事〕鞭

〔二一九〕

主人を訴ひ者并親類相訴ひ者

御仕置之事

御定書寛政之御例斟酌

〔貼紙〕  
〔敲三十〕

主人并親之悪事訴出ぬ者

三十鞭拾里追放  
訴之趣取上不申事

但上へ可、里ゆ重き儀は可為

格別事

〔三六オ〕

一 右同悪事有之旨偽申出、者

斬罪

一 主人親非道之品在之難儀之由申之

宥免之事願出、ハ、村役名主并親

類之者呼出宜取斗ひゆ様可申付事

寛政之御例斟酌

祖父母悪事有之旨

訴ぬ者并妻として

夫亦是夫之父母悪

事有之旨訴出ぬ者

但被訴ぬ者は科人自身申出に

準之

右ケ条を以捌可申事若又上に拘

りゆ重き儀欺亦是非道之儀有之

不得止事申出、ハ、可為格別事

尤訴出ぬ悪事偽りにゆハ、平人

廿七敲  
七里追放

〔三六ウ〕

不実之事を訴出ぬ罪は二等

重く可申付事

寛政之御例

伯叔父姑兄姉悪事

有之旨訴出ぬもの

但右前書同斷

十五敲

〔三七ア〕

〔二二〇〕

父祖之教に背ぬ者御仕置之事

右同

祖父母父母之教に違ひ

或は養育を欠ゆ儀有之者

但祖父母父母之申出ニより刑を加へぬ事

十五敲

〔二二一〕

〔本〕  
〔〇〕

寛政之御例斟酌

訴訟之致腰押或は

人之為に訴状を作り

人を罪に落さんと致ぬ者

〔貼紙で抹消〕

〔本人同罪尤徒一年

半三十敲 迄にて

許可申事〕



〔一二三〕

強訴御仕置之事

寛政之御刑<sup>御</sup>

(貼紙)  
「本人罪敵三千  
牢居三百日限  
可申事」  
(三七ウ)

願難相立儀を大勢

頭取

致徒黨支配頭之差

廿四敲五里追放  
加談人

圖を不相用於強訴ハ

廿一敲三里追放

但加擔人之外一通之余黨ハ吟

<sup>(通事)</sup>「許可申」

味之上阿亦是御用捨之事

御定書斟酌

右同仕方ニハ共支配頭

本罪より二等

非分有之而於強訴者

軽く可申付事

(三八オ)

御定書に地頭江對し強訴

其上徒黨以多し逃散ハ百姓

御仕置頭取死罪名主重追放

組頭田畑取上所拂惣百姓

村方ニ應し過料

〔一二三三〕

密通御仕置之事

但地頭申付非分有之者其品ニ

應し一等も二等茂軽く可相伺

未進捨無之ハ重咎ニ者不及事

(三八ウ)

右之通ニ御座ハ共御定書は地頭江對

し格別之不法ニ付右躰嚴重に被

仰付ハ御儀と奉存ハ間寛政之御例

之通にて可然奉存ハ

密通不儀之儀はいつ連も於茲所ニ見

届慥なる證據有之夫或は親族ハ

申出ニより沙汰可致事外より訴ハ類ハ

(三九オ)

御取上無之

御定書寛政之御例

密通御仕置妻妾都而無差別

但下人主人之妾と致密通ハ分

は其ケ条ニ其捌有之事

御定書

致密通ハ妻并男

死罪

〔書〕「敲」

寛政には男女とも鞭三十と御

座<sup>と</sup>得共輕き様奉存<sup>と</sup>の間御

定書ニ随ひ申<sup>と</sup>は

〔三九ウ〕

右同斟酌

夫有之女江密通の

手引いたし<sup>と</sup>は者

御定書寛政之御例

密通いたし<sup>と</sup>実夫

をころし<sup>と</sup>はもの

女は引廻の上

磔

男相勸<sup>と</sup>敷又は

致手傳<sup>と</sup>得者

獄門

但若男の手段而已ニ而女其謀

を不知といへとも女は斬罪又

女の手段斗ニ而男其謀を

不知時は男斬罪

男女とも

獄門

〔四〇オ〕

一 同仕方ニ而実の夫江疵付<sup>と</sup>者

但書前同断

此ヶ条御定書ニ密通いたし

実の夫江疵付<sup>と</sup>者獄門と御座<sup>は</sup>

男女のわけ相分不申<sup>と</sup>ハニ付

右之通沙汰仕相定申<sup>は</sup>

御定書寛政之御例斟酌

一 密通之男女共

夫切殺<sup>と</sup>は者

姦通之処ニ於テ

見届則時ニ殺<sup>と</sup>ハ、

無構

〔四〇ウ〕

但其場を立去<sup>は</sup>後訴も無之

我ま<sup>と</sup>に殺<sup>と</sup>は者は喧嘩にて

人を殺<sup>と</sup>はと同様之事

御定書

一 密夫を殺妻存命<sup>と</sup>ハ、

但若密夫逃去<sup>は</sup>ハ、妻は夫之

心次第可申付事

妻死罪

女同心無之に密通を申懸ケ

或は家内江忍入<sup>は</sup>男を夫殺<sup>と</sup>時

不義申掛ニ證據於分明は

男女共に

無構

〔四一オ〕

寛政之御例斟酌

- 一 妻を許て密通  
以たさせ、者

本夫姦夫とも

〔追筆〕「牢居三百日」

徒一年半三十敲

女は生涯縁談相構

親元ニ預ケ置尤親元

無之者は牢居三百日

一年半

御定書

- 一 主人之妻と致密通、者

男引廻之上

獄門

女 死罪

但主人之妻妾と密通以多しゆもの

男女ともに死罪

右ケ条寛政ニ主人之妻と致密通

ゆ者は斬罪妾と致密通、者

〔四一ウ〕

一等軽く可申付と御座、得共御

定書斟酌仕右之通相定申ゆ

御定書斟酌

主人之妻江密通

〔追筆〕「牢居式百日」

〔重注〕徒老年

之手引致、者

三十敲

御定書には死罪と御座、得共

主人之妻と密通以多しゆ者

獄門と御座、処手曳斗ニ而死罪

にては不相當ニ奉存、随而平人

夫有之女江密通之手引之者追筆「牢居二百日」

刑与り三等を加へ徒老年三十

敲に而可然奉存、

〔四二オ〕

御定書斟酌

- 一 主人之娘と密通

以多しゆ者

男廿四敲五里追放

娘叱之上親方へ相渡

御定書

- 一 同密通之致手引ゆ者

所拂

右同

- 一 養母養娘并娘と

男女とも

獄門

密通以多しゆ者

右同

- 一 姉妹伯母姪と致密通ゆ者

男女とも

乞食手へ

下ケゆ様

〔四二ウ〕

寛政之御例

- 一 夫無之女与致不義ゆ者

男女とも

〔追筆〕「十一」

九敲

右ケ条御定書に夫無之女と密

通以多し誘出、者女は親元江返し

男は手鎖と御座、外へ夫無之女

と致不義の刑無御座、問寛政之

通ニ而可然奉存也

御定書

縁談極の娘と不

一 義以多し男并娘

共に切殺の親

御定書斟酌

縁談極の娘と

一 致不義の男

但女は髪を剃親元江相渡

右同

夫有之女得心無之に

押而不義以多し者

但大勢にて不義いたしハ、

頭取獄門同類敲三十拾里

追放

御定書寛政之御例斟酌

見届の段於無紛ハ  
無構

(四三オ)

十八敲  
所拂

獄門

(四三ウ)

夫無之女得心無之に

押而致不義の者

右同

幼女江不義以多し

怪我不致のもの

右ヶ条御定書には遠嶋

寛政ニ敲三十と御座也

御定書斟酌

夫有之女江艶書は

度々取遣、得とも密會

不致儀於無紛は

御定書斟酌

離別状を不出

後妻を呼ぶ者

但利欲之筋を以之儀ニハ、家

財取上之上町拂組拂

右同

離別状を不取他江嫁の女

但右之取持以多し者過料

壹貫五百文ツ、

敲三十  
十里追放

(通書)「牢居三百日」  
(巻註)「徒老年半」

敲三十

男女とも

五里追放  
不及敲

(四四オ)

所拂

髪を剃  
親元江返し

(以下、別筆)

〔二二四〕

女犯之僧御仕置之事

御定書

一 密夫之僧

御定書斟酌

一 夫無之女と不義の僧

右同

一 同所化小僧之類

寛政之御例斟酌

一 僧と密通不義の女は平人姦通

の刑を以て御仕置之事

(四五才)

右同

一 尼密通之者は平人姦通之罪ニ

一等を加へ還俗為致、事

但男は平人姦通の罪に

行ゆ之事

右同

一 離別状無之女他へ縁付ゆ親元

過料五貫文

(四四ウ)

〔二二五〕

男女申合相果ゆ者御仕置之事

御定書安永寛政之御例斟酌

一 不義に而致相對死ゆ者

死骸取捨為吊

(四四)

安永寛政之御例

但女相果男存命ニハ、下手人男

(四五ウ)

相果女存命ニハ、不及下手人

三日肆之上乞食手へ相渡可申事

(四五ウ、付箋)

〔女も可為下手人事

御用人〕

○御定書ニ一方存命ニハ、下手

人と御座、得とも安永寛政之

御例ニ随ひ女存命ニハ、

乞食手へ相渡ゆ様相定申ゆ

御定書安永寛政之御例

一 男女存命ニハ、

三日肆之上

乞食手へ下ケゆ様

右同

主人と下人相對死以多し

乞食手へ下ケゆ様

下人相果主人存命、ハ、

(四六才)

料

安永寛政之御例斟酌

但下人存命ハ、死罪

資 (二二六)

寛政之御例

一 隠賣女御仕置之事

御免場之外隠賣女

一 抱置渡世以多しゆ者

敲 五

御定書斟酌

一 五軒組合之者 過料三メ六百文

一 名主 叱り

一 隠賣女之儀御定書ニ各々御

仕置御座、得とも御國表ニ而

為差御取扱ニ相成、儀ニ無

御座、問前書之通ニ而可然奉存、

(四六ウ)

(二二七)

御定書

一 拾子(書)之義ニ付御仕置之事

金子を添子を貰

其子を捨ゆもの

引廻之上

獄門

但切殺メ殺ニおゐては引廻之上磔

三八

御定書斟酌

越

拾子有之儀内證ニ而

一 隣町等江捨ゆ儀

於頭は

當人所拂

五軒組合

過料壹貫八百文

名主

同三貫六百文

(四七オ)

但吟味之上名主五軒組合

不存儀於無紛は無構

(二二八)

博奕御仕置之事

御定書寛政之御斟酌

一 博奕打ゆ者

過料三メ六百文

但其場之金錢は没収可致事

尤其場に居合之者之外同類

有之とも一々僉議に不

及事

(四七ウ)

○右ケ条御定書に家財家

藏取上程之過料家藏無

之者は五貫文或は三貫文過料

と御座、安永ニ中追放と御座ゆ

寛政ニ敲三と御座、得とも

過料錢ニ仕、ハ、御締ニ

可相成、問御定書ニ随ひ右

之通相定申、

安永寛政之御例

一 同宿以多しゆ者

本人同罪

(四八オ)

右ケ条御定書ニ博奕

打胴取并宿遠嶋と御座、

然者御定書之博奕打

胴取并宿以たしゆもの

大博奕故格別嚴敷被

仰付、義と奉存、安永寛政

之御例之通本人同罪

ニ而可然奉存、

寛政之御例

一 同五軒組合之者共

過料壹メ六百文

(四八ウ)

右ケ条御定書ニ身上應し

過料と御座、得とも寛政

之御例之通本人相當之

過料ニ而可然奉存、

前々之御例斟酌

一 同村役町役

村役過料町役  
戸ノ之義凡例ニ有之

御定書寛政之御例

一 輕き賭之宝曳よミかるた打ゆ者

戸ノ三十日

御定書斟酌

一 同宿以多しゆ者

過料壹メ五百文

(四九オ)

追加

一 同村役町役并五軒組合之者共

叱り

同

一 博奕再犯之者

一倍之過料

但再犯以上に以たり其処に差重<sup>重</sup>

可たき者は時宜御沙汰之事

(二二九)

御用事を頼合致、者御仕置之事

寛政御例

一 御用事を満<sup>ま</sup>けて頼合致ゆ者戸ノ廿日

頼ゆ者ならひに頼を受ゆ者同罪之事

若事既に施し行ひゆ得ハ頼を

受、者敲<sup>本</sup>六頼ゆ者其事親類

(四九ウ)

料 (以下、別筆)

資

朋友之ためニ由へ者頼を受由者より二  
 等を滅<sup>○</sup>遍し自ら之為に由得ハ  
 頼を受由者より一等重く可申付事  
 もしま希<sup>○</sup>、事重く由へハ依怙遺  
 恨ハを以人の罪を増減い多し由ケ  
 条を以刑を加可申事は可  
 為に賄賂越取ゝ者へハ賄賂を取  
 不筋之捌扱致ゝケ条を以刑  
 を加可申事

(五〇オ)

(一一三〇)

失火御仕置之事

寛政之御例

一 失火い多し由者

戸ノ廿日  
 類焼有之由へハ  
 同三十日

○右ケ条御定書ニ

御成日小間拾間以上焼失并

平日三町与り以上焼失之

節火元五十日手鎖火元之

地主家主月行事

一一〇

(五〇ウ)

三十日押込同五人組  
 二十日押込  
 御成日ニても小間拾軒より以下  
 之焼失ニ由ハ、不及咎与御座由  
 得とも是迄之通ニ而可然奉  
 存、

寛政之御例

一 失火ニ而人を焼失致せ由者 死

敲十五

但一家之内誰ニ而も手あやまち

致、者江刑を加可申事

右同

諸役所并御藏内ニおるて

敲廿四  
 五里追放

一 失火致ゝ者手あやまち

い多し由者

(五一オ)

(一一三一)

野火御仕置之事

文化三寅年御例

一 山野江野火附希由者

住居之町在  
 引廻之上  
 敲十五

但本人不相知時は其領分之村



所過料為差出、事過料

之定郡方別帳條例有

之事

文化三寅年御例

(五一ウ)

- 一 同本人召捕又は  
訴人以多しゆ者

御褒美  
錢三十拾貫文

(一三二)

御留場ニ而鳥殺生い多しゆ者

御仕置之事

御定書斟酌

- 一 御留場ニ而鳥殺生致、者

過料  
老貫八百文  
村役  
戸ノ五日

(一三三)

於御停止場鉄炮打ゆ者

御仕置之事

右同

- 一 於御停止場鉄炮打ゆ者

敲  
三五

(五一オ)

(一三四)

御觸ニ背ゆ者御仕置之事

寛政之御例

- 一 御觸ニ背ゆ者

事軽きは  
戸ノ十五日  
重きは  
戸ノ三十日

(一三五)

科人手向致ゆ者御仕置之事

寛政之御例

- 一 科人逃去り捕手之者江  
手向い多し、者

本罪ル二等  
重く可申付事

但疵付希ゆへハ平人打擲に而

(五一ウ)

疵付希ゆケ条江引合ニ等重く

可申付事尤折傷以上ニ至り

ゆハ、可為斬罪事

(一〇四)

牛馬ニ而人を殺或は疵付希ゆ者御仕置之事

御定書寛政安永之御例斟酌

- 一 牛馬を引か希人を殺、者

斬罪

但馬士之者不慎之儀無之怪我

同様之仕方ニおるては怪我ニ而

(五三オ)

人を殺しケ条を以あかなひを

取死者の家江被下、事

御定書寛政御例斟酌

一 右之仕方ニ而疵を得させ、者

打擲之御仕  
置を以疵之  
多少ニ寄り  
刑を加へ可  
申事

但怪我ニ而疵付ひへあかなひを

取疵を得、者江被下、事

(五三ウ)

(一〇五)

人越威し逼せ死を致さ志むる者

御仕置之事

寛政之御例

一 事に依て人を威し逼せ

其人ニ自殺致させ、者

敲十五并為片付  
料金「二両」を出  
さ志め死者之家  
江被下、事

但若為密通或は盜を致し

堂め人を威し逼せ死を致さ

せむ者ハ獄門

(付箋)

「人を逼せ其人ニ自殺致

させむものハ人殺茂同様

ニ付此ケ条ハ死罪ニ可被

仰付、哉」

(一三六)

囚人出奔致せむ者御仕置之事

寛政之御例

一 牢破并預之内

繩解き出奔致、者

右同斟酌

牢舎之者并町預

村預之者を不覚ニ而

取逃、番人并宿

但態と逃、得ハ科人同罪

右ケ条御定書ニ牢を拔出、もの并

宿預之者致欠落、ハ、本罪より一等

重く可申付事但牢屋番

人中追放与御座、得とも寛政

之通にて可然奉存、

但書之ケ条御定書ニハ態と逃しし

者過料手鎖外し遣、もの

過料但手鎖外しむ者

(五四オ)

(五四ウ)

〔一三七〕

御定書斟酌

徒刑之者再犯御仕置之事

一 徒刑之者死罪以上之

死罪

一 悪事致、におゐては

追加

※ 一 同徒刑を犯ゆ者

於其場

敲三十

徒之年限を増  
苦使為致、事

〔付箋〕

「徒刑御止牢居と相成ゆ

に付此刑御不用ニ付御除

可然ゆ

但徒之年限相増、而も式年ニ

過遍からざる事

〔五五ウ〕

致欠落、ハ、輕追放右同預

ゆ家主過料但手鎖者<sup>註</sup>つし

欠落いたしゆハ、預家主江

尋申付不尋出、ハ、重き過料

と御座、へとも科人を逃し

遣、儀ハ重き科ニ付本人同罪

ニ而可然奉存、

〔五五オ〕

〔一三八〕

御仕置之事

御定書安永之御例斟酌

上江對し重き謀計之者并

主殺親殺之者同類ニ無之共

其者ニ被頼乍存住所を隠或は

立退せゆ者又は右跡之者

致出奔御尋之節乍存困

置或ハ召使ホニ致不訴出者

但乍存請に立、者同罪尤吟

味の上不存に相決、とも

主人請人とも過料三貫文

右ケ条御定書ニは獄門と御座、

得とも悪事有之者を加津ひ

ゆ一通り之罪ニ御座、間死罪

ニ御座、間死罪ニ而可然奉存、

追加

一 同右以下罪を犯し、者

御定之通刑を  
加へ本之ことく苦使  
為致、事

死罪

〔五六オ〕

〔五六ウ〕

御定書斟酌

一 火附 一 盜賊之上ニ而人を殺ス者

一 追剥之類 一 致徒黨人家江押込ノ類

右之科人同類ニは無之由とも其

者に被頼住所を隠為立退ノ者

早速牢舎申付其親類之者江

〔謹一改而〕

尋申付科人捕出ノハ、出牢之上

牢居三百日

徒一年半三十敲ニ可行事〔道筆〕「見出不申由ハ、永牢」

○右本ケ条御定書ニは死罪与

御座ノへとも右之者死罪ニ相成

由後科人出御刑法ニ被行

由節最初為立退ノ者活

命難相成義ニ御座ノ人命者

大切之儀に御座ノ間弥見出

不申由ハ、永牢

被 仰付可然奉存ノ

但右之外科有之御僉議之者を

乍存隠置或は其事を告知

らせ遁由者科人之罪ノ一等

〔五七ウ〕

軽く可申付事

御定書斟酌

御構有之者を御構

之地江隠し置ノ者

町方之者は

戸ノ三十日

在方之者は

過料壹貫

八百文

〔五八オ〕

無宿者御片付之豆

御定書斟酌

無宿者有之節

可相渡所縁有之者

但親元親類無之由而も町在

九浦出生与申儀慥ニ而悪事無

之者は出生町出村江相渡

可申事尤村方ニ而難引取

子細有之分は乞食手下

由様

前々之御例

一 他領出生無宿者

手寄之

御関所江送返可

申付事

〔五八ウ〕

〔二二九〕

〔一四〇〕

御裁許不請者御仕置之事

御定書斟酌

御裁許不請者

御裁許相済儀を

内證ニ而破、者

十八敲所拂

右同断

〔一四一〕

不縁之妻を理不尽ニ奪取、者御仕置之事

御定書斟酌

賀養子不孝不埒有之

差戻儀以後外之養子

以多し娘ニ嫁合、節

先夫荷擔人を催參

娘を於奪取は

〔五九才〕

當人

〔通憲〕「牢居三百日」

〔重科〕「徒一年半三十敲

荷擔人

所 拂

〔一四二〕

變死之者を内證ニ而葬儀寺院

御仕置之事

御定書斟酌

變死之者を内證ニ而

葬儀寺院

五十日

禁忌

〔五九才〕

〔以下、別筆〕

〔一四三〕

倒死并捨物手負病人不有之  
を不訴出者御仕置之事

右同

倒死并捨物不有之を

押隠し於不訴出は

當人并地主家主共

過料式貫文

五軒組合

過料老貫文

村役町役

過料式貫文

但地主家主名主五軒組合  
於不存ハ無構在方同断

御定書斟酌

變死并手負者を

隠置不訴出其外病

人ハ隣町江送遣儀ニお

ゐては

前条同断

但書前条同断

〔一四四〕

人之罪を輕重以多しゆ者

御仕置之事

依怙遺恨を以人之罪越輕重以多しゆ

者其増減致ゆ所を以其分之罪越

〔六〇才〕

〔六〇才〕

加ひ事若或は全く隠し或は  
全偽り得ハ其本罪を以刑を加ひ  
事

〔一四五〕

御仕置任形之事

御定書

一 鋸引

一日引廻し両之肩ニ刀目を入竹

鋸ニ血を付側ニ立置ニ日肆挽

可申与申もの有之時為挽事

〔六一〇〕

右同斟酌

※

一 磔

取上御仕置場ニおゐて磔可申付

事尤科書捨札建之三日之内

乞食番ニ附置

但科ニ寄引廻又は不及引廻

〔付箋〕

「凡磔罪不殘引廻ニ而

可然事」

御定書斟酌

一 獄門

〔六一〇〕

取上御仕置場ニおゐて獄門ニ懸る

引廻捨札番人右同断

右同

※

一 火罪

引廻之上取上御仕置場ニおゐて火

罪可申付捨札番人右同断

但物取ニ無之火附不及捨札

火越付、居村居町引廻之上

火罪可申付事

〔付箋〕

「火罪は物取ニ差別なく

本式之火罪ニ而可然也

但書無用」

〔六一〇〕

御定書斟酌

一 斬罪

取上御仕置場ニおゐて斬之

右同

一 死罪

〔付箋〕

「斬之」

於牢前首を刎死骸取捨

附たり  
下手人同断之事

右同

一 肆

寛政之御例

一 徒刑

取上御仕置場ニおゐて敲三十被行銅

鉛山江差遣年限之通苦使為致

事尤年限之通苦使相濟ル旨銅鉛

山懸り有り申出、処ニ而伺之上下山可

申付事

但其者ニ寄下山之節弘前徘徊并居

村居町大場ニ徘徊構可

被仰付者ハ苦使相濟ル旨断

申出ル節右之趣懸り役

申渡之上下山被 仰付義

度々相伺可申事

〔六三オ 付箋〕

〔徒刑不用牢居と成

出牢之節敲評議〕

寛政之御例

一 追放

三里ノ十里迄

〔六一ウ〕

〔付箋〕

〔大場之儀者是迄之通

被 仰付ル様

御用人〕

前々之御例

十里追放之者御構之大場

九浦 飯詰 板屋野木

木造 浅虫 黒石

〔下ケ札〕

〔御構之場所前々御定之外

當時御構可被仰付場所

之儀追加ニ申上ル通被

仰付ル儀別段伺書

差上申

四奉行〕

追加

金木 五所川原 但平井 喰川

油川 浪岡 藤崎 柘原共

但在九浦之者追放は勿論所拂

之者共弘前御構可被

仰付事

〔六三ウ〕

※

一 弘前

弘前惣町拂

前々之御例

- 右同
- 一 所拂  
(在方ハ居村拂  
町は居拂)
- 右同
- 一 組拂  
御定書
- 一 追院  
(住居寺江不能帰  
申渡ル所方直ニ拂遣)
- 右同
- 一 退院  
(住居之寺を可退  
旨申渡之  
〔六四才〕)
- 右同
- 一 一宗構  
其宗旨を構
- 右同
- 一 一派構  
(其一派を構  
同宗ニ而も外之  
派ニ成、得ハ無構)
- 寛政之御例
- 一 一敲  
五敲ル三十敲迄
- 右同
- 一 一戸ノ  
五日方三十日迄
- 寛政之御例
- 一 過料  
(六百文方  
四十式貫文迄)

※

- 但盜仙之過料ハ伐木之高  
過料可申付事  
(六四才)
- 右同
- 一 入墨  
但入墨之跡癒ル而出牢  
於牢屋
- 御定書并前々之御例
- 一 二重御仕置
- 敲之上  
所構
- 同  
追放
- 同  
徒刑
- 同  
敲  
(六五才)
- 御定書斟酌
- 一 盲人御仕置  
(片輪者ヲ以沙汰  
可致事)
- 過料之上  
過料
- 戸ノ
- 〔付箋〕
- 〔評議〕



右同

一 座當御仕置

座當頭江科之  
次第申聞座法  
ニ  
可申付旨申渡

右同

一 乞食手下

乞食頭江相渡

右同

一 乞食御仕置

乞食頭江相渡  
仕置可致旨申渡

(六五ウ)

本書『御刑法牒』上・中・下の三冊本は、弘前市立図書館の  
岩見文庫に収められている（G六八六～六八八）。同館の『目  
録』によれば、

御刑法牒

G K三三二・五一二八

写 三冊 半紙 仮和

註：文化の改正の下書か

とある（八一頁）<sup>(4)</sup>。

『御刑法牒』上は、本文と同じ半紙を二枚重ね半折した表紙  
を前後に当て、本文紙をこよりで袋綴じした仮製本の体裁であ  
る。縦二三・二、横一七・一センチメートルの大きさで、本文  
は三〇丁である。「定例」と題する総則的規定を収めている。  
本文は数人の筆になったものを合せており、書入れ、墨抹、朱  
筆、貼紙や付箋等、さまざまな手が加えられている。「下書か」  
と見られているのも、もっともであろう。

『御刑法牒』中・下も、ほぼ同様の体裁である。一字抹消さ  
れてはいるが、中の冒頭に記す「御刑法捌」とあるように、各  
則的規定が収められている。中は、縦二三・二、横一六・五セ  
ンチメートルで本文五九丁、下は、縦二三・二、横一七・〇セ  
ンチメートルで本文六四丁である。

本文について見ると、しばしば執筆者が変わっている。筆跡

料 の変わるたびに記号で示すと、ほぼ以下の通りである。

上表紙 A 中表紙 K

資

一丁〜五丁	B	一丁〜二〇丁	L
六丁〜一〇丁	C	二二丁〜五九丁	M
一一丁〜二三丁	D	下表紙	N
一四丁	E	一丁〜一二丁	O
一五丁	F	一三丁〜一四丁	P
一六丁〜一九丁	G	一五丁〜二三丁	Q
二〇丁	H	二四丁〜三一丁	R
二二丁〜二三丁	I	三二丁〜四四丁	S
二四丁〜三〇丁	J	四五丁〜四九丁	T
		五〇丁〜五九丁	U
		六〇丁〜六五丁	V

このうち、上の表紙A・本文B・C・E・H・J、中の本文N、下の本文Rは、いわゆる御家流の筆である。中の表紙Kは行書、下の表紙Nは楷書であるが、文字数が少なく他との照合は困難である。また同筆と見られるのは上のCとE、DとF、上のGと中のLと下のQ、下のTとVである。従って上の本文は少なくとも七名、中の本文は二名、下の本文は七名の筆になり、全体では一四名前後の筆になろう。

つぎに各所にみられる付箋や下ゲ札、さらに貼紙の類をとりあげておこう。

上	二オ	上辺	縦一・八	横一・八センチ
	二オ	上辺	縦一・七	横一・六センチ
	三ウ	上辺	縦一・九	横三・〇センチ
	四オ	上辺	縦一・九	横四・〇センチ
	四ウ	上辺	縦一・〇	横二・四センチ
		下辺	縦一・一	横二・一センチ
		上辺	縦一・〇	横六・八センチ
		上辺	縦一・〇	横二・一センチ
		上辺	縦一・七	横三・〇センチ
		上辺	縦一・九	横一・二センチ
		上辺	縦一・八	横一・九センチ
		下辺	縦一・〇	横九・三センチ
		上辺	縦一・一	横三・八センチ
		上辺	縦一・九	横三・九センチ
		上辺	縦一・八	横四・〇センチ
		上辺	縦一・〇	横五・二センチ

弘前藩の刑法典 (五)

一六ウ	上辺	縦二・一	横四・九センチ	朱筆					
二〇オ	上辺	縦二・三	横四・六センチ	朱筆					
	上辺	縦一・〇	横三・六センチ						
	下辺	縦四・〇	横一・四センチ						
二一ウ	上辺	縦二・一	横二・九センチ						
二二オ	下辺	縦二・二	横九・八センチ						
二四オ	上段	縦二・〇	横五・二センチ						
二四ウ	上辺	縦二・一	横二・六センチ						
	上辺	縦一・九	横四・三センチ						
	下辺	縦二・〇	横三・〇センチ						
二六オ	上辺	縦一・九	横四・〇センチ						
二六ウ	白紙	縦八・〇	横五・七センチ						
	上辺	縦七・八	横二・九センチ	朱筆					
	下辺	縦七・八	横二・九センチ	朱筆					
二八オ	上辺	縦二・二	横四・二センチ	朱筆					
	上辺	縦一・七	横四・五センチ						
	下辺	縦一・〇	横一・五センチ						
三〇ウ	上辺	縦一・七	横二・二センチ						
三三ウ	上辺	縦一・七	横二・二センチ						
三四オ	上辺	縦二・二	横五・九センチ						
	上辺	縦二・〇	横二・九センチ						
	上辺	縦二・〇	横二・〇センチ						
	下辺	縦一・五	横一・二センチ						
	全面	縦二・三	横一七・二センチ	朱筆					
	左下辺	縦一・八	横二・二センチ	朱筆					
三四ウ	下辺	縦一・六	横二・三センチ						
	左下面	縦九・〇	横五・四センチ	朱筆					
	左下辺	縦一・一	横二・二センチ	朱筆					
三五ウ	下辺	縦一・五	横一・四センチ						
	下辺	縦一・三	横一・二センチ						
三八オ	上辺	縦二・二	横二・二センチ	朱筆					
三九オ	左下段	縦一・六	横四・六センチ	朱筆					
三九ウ	上辺	縦二・一	横三・四センチ						
四一オ	上辺	縦二・〇	横四・二センチ						
	上辺	縦八・二	横二・〇センチ						
四一ウ	上辺	縦一・〇	横四・二センチ						
四三オ	下辺	縦六・五	横一・八センチ						
四四オ	上辺	縦二・三	横三・五センチ						
四四ウ	下辺	縦二・〇	横二・二センチ						
四五オ	下辺	縦一・〇	横一・七センチ						
四六ウ	上辺	縦一・九	横二・五センチ						
	上辺	縦二・〇	横二・〇センチ						
	上辺	縦二・〇	横二・九センチ						

四七ウ	上辺	縦二・〇	横二・八センチ
四八オ	上辺	縦一・九	横三・二センチ
四九ウ	上辺	縦二・〇	横四・七センチ
	上辺	縦二・〇	横二・二センチ
	上辺	縦二・〇	横二・〇センチ
五〇オ	上辺	縦一・八	横五・五センチ
五一オ	上辺	縦二・〇	横四・〇センチ
五二オ	上辺	縦二・〇	横二・六センチ
五三ウ	上辺	縦二・四	横二・九センチ
	上辺	縦一・五	横三・四センチ
	上辺	縦一・六	横二・〇センチ
五六オ	中央段	縦二・一	横五・五センチ
五七オ	上辺	縦一・五	横一・九センチ
	上辺	縦一・五	横五・〇センチ
下	下辺	縦二・〇	横二・九センチ
四オ	下辺	縦一・九	横三・四センチ
五一ウ	上辺	縦二・〇	横四・三センチ
一四オ	上辺	縦二・一	横二・六センチ
	上辺	縦二・〇	横二・二センチ
	下辺	縦二・〇	横二・八センチ

朱筆

一六オ	上辺	縦二・〇	横二・一センチ
一九ウ	上辺	縦二・〇	横二・四センチ
二〇ウ	上辺	縦二・四・六	横七・七センチ
二二ウ	上辺	縦二・〇	横五・九センチ
三七ウ	左下段	縦九・七	横四・二センチ
四五ウ	上辺	縦二・〇	横三・二センチ
五四オ	上辺	縦一・八	横五・五センチ
五五ウ	上辺	縦一・九	横三・三センチ
五七オ	下辺	縦六・三	横二・一センチ
六一ウ	上辺	縦二・一	横三・〇センチ
六二オ	上辺	縦一・八	横四・二センチ
六三オ	上辺	縦二・〇	横三・二センチ
六三ウ	上辺	縦一・九	横三・九センチ
	下辺	縦二・〇	横七・七センチ
六五ウ	上辺	縦七・三	横二・四センチ

とりあえず、調査時点でみられた貼紙類を示したが、この他にもすでに剥がれて旧位置を確かめないものも若干存在する。

中 一一丁付近 「此ヶ条御除被仰付候様 四奉行」

縦二・三 横三・六センチ 朱筆

「此ノヶ条居置候様」

縦一・九 横二・二センチ  
「諸道具ニ取究候事」

縦一・九 横二・四センチ  
「手鎖穿鑿」

一四丁付近  
縦一・八 横二・四センチ  
「帳外ニ而如何」

一九丁付近  
縦一・八 横二・二センチ  
「本帳張入候」

三二丁付近  
縦一五・〇 横一・四センチ  
「此条寛政之御例御不用」

三九丁付近  
相成候儀伺之筈」  
縦一・二・一 横三・七センチ 朱筆

五九丁付近  
「直り有」  
縦 五・五 横二・〇センチ

縦一・二・〇センチ前後が圧倒的に多いが、用紙のサイズも作業の状況を如実に反映し、筆跡とともに検討の手がかりとなると見られる。

また本文への朱書でもっとも多いのは、寛政律から引継いだ鞭刑を幕府法の敲に改める場合であり、また墨書で徒刑を文化八年十一月の定に従って入牢に改め、「牢居何日」と直す例も

多い。これら修定作業の詳細にわたる観察結果報告は後日を期したい。

本書には法文の典拠を示す表現が様々に見られる。上巻に見られるもののみ取上げておく。

寛政之御例：一・二・三・五・六・七・八・一〇・一一・  
一五・一六・一七・二〇 寛政律である。

寛政之御例斟酌：一・一三・一四・一八・二九  
寛政之御例並文化元年之御例斟酌：二

文化元年之御例：二付  
前々之御例斟酌：七

御定書：一・三・八・九・一八・二一・二二・二四・二五  
二六・二九・三〇・三一・三二

御定書斟酌：四・一八・一九・二三・二五・二六・三〇  
御定書安永之御例斟酌：三 後者は安永律である。

御定書安永寛政之御例斟酌：二八  
御定書並前々之御例斟酌：二七  
追加：一・二

註

(42) 弘前市立弘前図書館『若見文庫郷土資料総目録』（昭和五七年）。



# 一九九三年度 活動報告

岩村 等

## 研究活動

### 〔業績〕

▲共訳書▽マーティン・S・アレグザンダー、ヘレン・グラハム編『フランスとスペインの人民戦線―五十周年記念・全体像比較研究―』大阪経済法科大学出版部 一九九四・三

本書のうち、「スペインの教会と人民戦線」・「手をさしのべる」戦術とフランス共産党およびカトリック教会―一九三五―七年―・「フランスの女性と男性と一九三六年のストライキ」・「余暇の時代」―人民戦線の理想のなかでの大衆的旅行と大衆的余暇」・「スペイン人民戦線の教育・文化政策―一九九三・六―九年―」の各章と索引を分担翻訳。

▲資料・翻訳▽フランシス・テラー・ピゴット著「治外法権―領事管轄権と東洋諸国における居留に関する法―」(四) (五) 『大阪経済法科大学法学論集』第三〇号・同三一 号 一九九三・三、二二

## 〔報告・講演会〕

八尾市民大学講座「明治六年のある仲裁裁判―国際関係のなかの日本法制史―」一九九二・一一・二二

講演要旨『大阪経済法科大学法学研究所紀要』第一七号 一九九三・一〇

及川 伸

## 研究活動

### 〔業績〕

「科学技術の発達と著作権法」 『法社会学』第四五号 一九九三・四

「食料管理制度と流通問題」 『経済法学会年報』一四号 一九九三・九

「スポーツ法学の動向と問題点」 『大阪経済法科大学法学研究所紀要』第一七号 一九九三・一〇

「都市型犯罪が示す現代人の姿」 CEL第二七号 一九九四・二

「日米間の特許紛争について―ミノルタカメラ事件を中心に―」 『大阪経済法科大学法学研究所紀要』一九九四・三

『Military State Regime and the Legal Order in the

1930th in Japan', Law and Rights. ed. by V. Ferrari & C. Ferrari, Dott. A. Giuffrè Editore, Italy, 1993.

〔報告・講演〕

「スポーツ法学の動向と問題点」 大阪経済法科大学法学研究所定例研究会 一九九三・五

「日米間の特許紛争」 八尾市民大学講座 一九九三・六

神戸インターナショナルセミナー（於・神戸大）「現代社会における弁護士役割」における、第五部会「社会改革と弁護士活動」座長 一九九三・八

「スポーツ法学の現状と課題」特にスポーツ事故の民事責任について 大阪経済法科大学スポーツ法学研究会 一九九四・二

国際学術活動

国際比較法会議（一九九四、アテネ・ギリシャ）の「人権―難民の法的状態」部会のNational Rapporteurとして、カナダ・ヨーク大学の難民研究センターのJ.C.Hathaway教授らと共同研究 一九九三―一九九四

教育活動

講義担当 「法学」「現代法入門」「法社会学」

演習担当 「演習Ⅱ」（三回生） 同（四回生）

学内委員など

法学研究所運営委員 就職委員

形野 清 貴

研究活動

〔業績〕

《翻訳》「私的利益政府―市場と国家を越えて」 『大阪経済法科大学法学論集』第三〇号 一九九三・三

《前号批評》「日本の政治文化の刷新の可能性」 『思想と現代』第三五号 一九九三・一〇

「現代日本の国家イデオロギー状況」 金子道雄編『現代日本国家』（仮題）ミネルヴァ書房 近刊予定

北島 平一郎

研究活動

〔業績〕

「一九三九年英仏ソ三国交渉と軍事会談」 『大阪経済法科大学法学論集』第三一号 一九九三・一二

「フランソワ・ボンセ、ヒットラー・ドイツ駐劄記（四）」 『大阪経済法科大学法学論集』第三二号 一九九三・一二



「日米太平洋決戦の端緒」 『史』第八三号（現代史懇話会）

一九九三・一二

『第二次世界大戦の史的背景』 二三書房刊 一九九四・三

木村 惇

研究活動

〔業績〕

アルフレッド・D・チャンドラー、J.R.著『規模と範囲－産業資本主義の変遷－』企業論研究会（抄訳）

第四章（組織能力の形成…垂直的統合と寡占的競争）のうち、一鉄鉱、一主たる趨勢を担当（一七四―一八五）。大

阪経済法科大学経済研究年報第二二号 一九九三・六

「商法と経済法（独占禁止法）との関係についての一小論」

『谷口知平先生追悼論文集三』信山社 一九九三年十二月

〔報告・講演〕

企業論研究会「カスリーン・パーク著『モルガン・グレンフェル

ル 一八三八―一九八八』第四章（財政と外国政策―一九

〇〇―一九一八―）を報告。一九九三・七

教育活動

講義担当 「商法総則・商行為法」「経済法」「経営法学総

論（リレー講義）

「演習担当」「基礎ゼミ」（一回生） 「演習Ⅱ」（二回生）同

（四回生）

学生指導など

大阪経済法科大学法律研究会顧問

大阪経済法科大学少林寺拳法部副顧問

学内委員など

入試委員 論集委員 法学部カリキュラム検討委員

佐藤 雅 美

研究活動

〔業績〕

『訳書』アントニヤン／ポロディン著『犯罪現象と精神異常』

九州大学出版会 一九九四・七

「〈犯罪〉に関する二・三の虚構」

『大阪経済法科大学法

学論集』第三二号 一九九四・一二

澤野 義 一

研究活動

〔業績〕

「非武装中立の現代的探求」 『憲法問題四』 三省堂 一九九三・五  
 守口市国際セミナー 「国際貢献をめぐる」 一九九三・九・三

「天皇・皇族に信教の自由はあるのか」  
 尼崎市園田公民館市民講座 「平和憲法の思想的源流」 一九九三・一〇・二

「天皇・皇族の家族法は？」 法学セミナー 一九九三・六  
 尼崎市園田公民館市民講座 「戦後平和憲法をめぐる諸問題」 一九九三・一一・四

「国連PKOは平和に貢献しているか」  
 交野市市民教養講座 「国際社会と憲法・人権」 一九九三・五〇・三（八月と二月を除き月一回）

「非武装・永世中立憲法を世界へ」 小林孝輔ほか編著『護  
 憲読本』 えるむ書房 一九九三・八

「『自衛権』論の批判的検討」 『大阪経済法科大学法学研究  
 所紀要』 一八号 一九九四・三

「報告・講演」  
 大阪経済法科大学法学研究所定例研究会 「『自衛権』論の  
 批判的検討」 一九九三・一〇・二七

「憲法政治学研究会」 『『平和基本法』論の批判的検討』 一  
 九九四・三・二七

「憲法研究所市民講座」 『憲法九条とスイスおよびコスタリカ』  
 一九九三・七・三

八尾市市民大学講座 「憲法とはなんだろう」 一九九三・七・  
 一三

守口市国際セミナー 「冷戦後の国際政治」 一九九三・九・  
 一

谷本 治三郎

研究活動

〔業績〕

「E C会計検査院」 『国際関係法辞典』三省堂・近刊

「活動の法的基礎」 金丸輝男監修『E CからEUへ』欧州  
 統合の現在（創元社・近刊）所収、第五章

西山 井依子

研究活動

〔業績〕

「過労死と日本の女性」 『大阪経済法科大学法学研究所紀

要』一五号 一九九二・八

「債権侵害―債権に基づく妨害排除と債権者代位権」 林良

平・安永正昭編『民法Ⅱ（債権）』 有信堂高文社 一九九

二・九

「『一・五七ショック』―出生率低下の意味すること」 大

阪経済法科大学創立二〇周年記念論文集『法学の諸課題』大

阪経済法科大学出版部 一九九二・一一

「日本女性の自立化と出生率低下の意味すること」 『大阪

経済法科大学アジア研究所アジアフォーラム』七号 一九九

三・九

「非嫡出子差別撤回について」 『大阪経済法科大学法学論

集』三一号 一九九三・一二

〔報告・講演〕

大阪経済法科大学法学研究所定例研究会報告

「婚姻および離婚制度の見直し審議に関する中間報告につい

ての意見」

一九九三・四（『大阪経済法科大学法学研究所紀要』一七号）

「セクシュアル・ハラスメントについて」一九九二・七

《要旨》『大阪経済法科大学研究所紀要』一六号 一九九

三・二一

北大阪市民大学講座「一・五七ショック―出生率低下の意味  
すること」 一九九三・六

《要旨》『大阪経済法科大学アジア研究所年報東アジア研  
究』第六号 一九九四・五

教育活動

講義担当 「民法総則」 「債権総論」

演習担当 「演習Ⅱ」（三回生）・同（四回生）

外書購読担当 「フランス民法」

学内委員など

アジア研究所運営委員 就職委員

丹羽 徹

研究活動

「子どもの権利」について憲法の視点から検討することを  
テーマに研究活動を進めてきており、それに関するいくつか  
のものを公表してきた。現在は、子どもの権利の総論のため  
の研究を進めている。これにかかわって、憲法理論研究会夏  
合宿において「子どもの人権―その『近代』と『現代』」と  
いうテーマで報告した。

また、この間、文部省科学研究費による共同研究に参加し、

政党国庫助成に関する研究にも関った。

〔業績〕

「フランス一九九三年一月二九日腐敗防止法」 森英樹編

『政党国庫助成の比較憲法的総合的研究』 柏書房 一九九

三・一二

「国家の『中立性』に関する覚書―精神的自由とのかかわり  
で―」

『大阪経済法科大学法学研究所紀要』一八号 一九九四・三

「学校五日制、生涯学習と日本国憲法」 月刊社会教育一九

九三・一一月号

〔報告・講演〕

「選挙制度と日本国憲法」 八尾市民大学講座 一九九三・

一一・八

国際学術活動

名古屋大学行政法事情調査団の一員として、中国（北京大  
学、中国政法大学、人民大学、国務院など）および台湾（台

湾大学、政治大学、司法院、法務部など）を訪問し、研究者

および実務家と意見交換を行った。一九九三・四・二九

五・九

また、東アジアシンポジウムにおいて、第二部会（労働）

の運営に関った。一九九三・一一

教育活動

講義担当 「比較憲法」 「教育法」

演習担当 「基礎ゼミ」（一回生）「演習Ⅰ」（一回生）「演習

Ⅱ」（三回生）

学内委員など

図書館運営委員、法学部カリキュラム検討委員

橋 本 久

研究活動

〔業績〕

「弘前藩の刑法典（一六）―寛政律―」

『大阪経済法科大学法学論集』第二九号 一九九三・三・三〇

「弘前藩の刑法典（一七）―寛政律―」

『大阪経済法科大学法学論集』第三二号 一九九三・三・二〇

〔報告・講演〕

「魏志倭人伝の一つの見方」

豊中市立千里公民館・講座「アジアの心と日本Ⅲ」 一九九三・

六・五

「考古学からみた伊丹―口酒井遺跡から伊丹廃寺まで―」

伊丹市立生涯教育センター・市民ふれあい講座 一九九二・六・

一九

〔その他〕

〔序〕 『三田市旧金剛寺とその周辺』 [調査団長として]

六甲山麓遺跡調査会 一九九三・五・三

〔序〕 『豊中市新免古墳群第三号墳』 [調査団長として]

六甲山麓遺跡調査会 一九九三・六・三〇

〔故川口是教授略歴および主要著作目録〕

『大阪経済法科大学法学論集』第二十九号 一九九二・三・三〇

〔増田毅教授略歴および主要著作目録〕

『大阪経済法科大学法学論集』第三〇号 一九九三・三・三〇

〔日本文化史研究会〕(活動報告)

『大阪経済法科大学アジア研究所年報』第五号 一九九三・九・

一五

〔間島史料研究会〕(活動報告・共同執筆)

『大阪経済法科大学アジア研究所年報』第五号 一九九三・九・

一五

〔序〕 『芦屋市月若遺跡―第一〇地点・第一三地点―』

〔調査団長として〕 六甲山麓遺跡調査会 一九九三・一〇・三

〔はじめとおわり―小林行雄先生を偲ぶ〕 京都大学文学部

考古学研究室編 『小林行雄先生追悼録』 天山舎 一九九三・

二・一〇

〔序〕 『神戸市吾妻遺跡―第二次調査―』 [調査団長と

して] 六甲山麓遺跡調査会 一九九四・三・三

国際学術活動

国際共同研究 中国福建省学術交流調査団に参加 一九九三・九・

三〜一〇

東アジア学術シンポジウム第三部会(歴史)運営委員とし

て開催実務に協力 一九九三・二・三、三、三

教育活動

講義担当 「日本法制史」(四単位)

演習担当 「基礎ゼミ」(一回生)・「演習Ⅰ」(二回生)・

「演習Ⅱ」(三回生)・同(四回生)

学生指導など

大阪経済法科大学空手道部顧問

大阪経済法科大学考古学研究会副顧問

学内委員など

法学部長 一九九三・四就任 任期二年

「法学部長就任にあたって」

『大阪経済法科大学学報』第一一号 一九九三・四・一〇

職務指定にともない、大学会議員、教務委員、学生補導委員、就職委員、奨学生選考委員、研究奨励委員、学外研修員選考委員、他に教員昇格制度検討委員など

大阪経済法科大学法学会会長 一九九三・四就任 任期二年

学外活動

財団法人辰馬考古資料館評議員

六甲山麓遺跡調査会代表

大阪私学教職員組合財政・組織検討委員会議長 一九三・二〇〇

一九四・三

福本 憲 男

研究活動

〔業績〕

「若狭商人と鯖街道」の研究を史料収集と実地調査などを行  
いながら継続。

山代 義 雄

研究活動

〔業績〕

「情報公開条例一〇年の法的軌跡―自治体法政策の実現過程」

『大阪経済法科大学法学論集』第三〇号、一九九三・三

「監査制度」阿部照哉ほか編『地方自治体系二』嵯峨野

書院 一九九三・五

「住民利用の公文書館」『大阪あーかいぶず』一三三号（大

阪府公文書館）一九九三・一二

『判例解説』『屋窓手当』違法支出住民訴訟事件」判例

地方自治一八号 一九九四・三

『座談会』『地方公共団体と国家賠償法一条』判例地方自

治一八号 一九九四・三

〔報告・講演会〕

大阪府法規担当者研修会「公文書公開条例における非公開理

由」一九九三・六

八尾市民大学講座「地方公共団体の情報公開」一九九三・

七

教育活動

講義担当 「地方自治法」

演習担当 「基礎ゼミ」（二回生）・「演習Ⅰ」（二回生）・

「演習Ⅱ」（三回生）・同（四回生）

学生指導など

アウトドアライフ顧問

一九九三年度 活動報告

学内委員など  
出版部長

